## 東洋文庫蔵手抄本『宋会要』食貨三八 市舶について

土肥祐子

はじめに

させて一般に公開した(Ⅱ−16−A−17)。これは、中国よりも早く、公表されたものである。特に『宋会要』食貨 通じて劉承幹氏より借抄したものである。これまで『宋会要』は、抜書きはある(『粤海関志』)にせよ、『宋会要』 それを手で書き写したものである。この資料は非常に貴重な文献である。この東洋文庫蔵手抄本『宋会要』巻一二八 要』という書物の中に食貨門という分類があり、その三八番目に市舶(海外貿易に関する記述)に関する資料があり、 センチ、和綴、三八葉、書架番号Ⅱ―15―A―16という冊子本がある(写真1)。これは、宋代に編纂された『宋会 の内容を知るべく昭和四年ごろから五年にかけて、劉承幹が収蔵する『宋会要』の内、食貨門と蕃夷門を上海で書写 を資料として公表したのはこれがはじめてである。藤田氏の『宋会要』市舶に刺激をうけた東洋文庫では、『宋会要 食貨三八市舶(以下、文庫本食貨市舶と略称)の入手の由来は、藤田豊八博士が大正五(一九一六)年に羅振玉氏を 東洋文庫には、「手抄本『宋会要』巻一二八 食貨三八 市舶」一帙、一冊、不分巻、横一八センチ、縦二七・六

の研究は東洋文庫を中心として加藤繁氏らによって盛んに進められた。

このように、文庫本食貨市舶は『宋会要』 紹介の嚆矢となったが、残念なことに、東洋文庫で書写させた食貨門の

中に市舶の項目は入ってない。一九三六年 で編集された『宋会要輯稿』を底本として食貨門に見える人名、地名篇、 の中に文庫本食貨市舶は除外されている。これは重複資料として外されたのである(後述)。したがって、東洋文庫 (昭和一一)に刊行された『宋会要輯稿』(中国国家図書館)にも食貨門 職官篇、詔勅篇、 社会経済用語集成などの

自筆本の行方は不明である。 一九八二年に藤田豊八氏が抄写した市舶の自筆本の一部が紹介され、自筆本があったことがわかったが、現在その

索引には、文庫本食貨市舶の記述はない。そのうちに文庫本食貨市舶に対する関心は薄れていったようである。

九八七年に陳智超氏が『宋会要輯稿補編』(以下補編と略す)[全国図書館文献縮微複製中心出版]を刊行した。

説明によると、「『宋会要輯稿』を刊行した際に、入らなかったもの、残存冊、断簡、 複文とみなして省いたもの、……

を集めて出版した」という。その中に職官参照として所属不明の市舶がある。

が明らかになってきた。本稿では文庫本食貨市舶をめぐる諸問題も含めてその報告をしたいと思う。 らびに市舶の前後を調査することができた。これらを検討することによって文庫本食貨市舶と『補編』 筆者は、二○○八年四月に中国国家図書館で『宋会要』を調査する機会に恵まれた。『補編』にある市舶の部分な 市舶との関係

## 第一章 徐松と宋会要と市舶

るための資料源としても活用することができる。『宋会要輯稿食貨篇―社会経済用語集成―』はじめに(東洋文庫二 資料の宝庫である。こうした内容ゆえに…行政運用の実態を詳細に復元する…社会経済の基底的な事実関係を分析す の裁定ないし、批准をへて執行に至った経過を委細に記録したもので、……宋一代について記録していて膨大な本源 明していく上で非常に重要な根本資料であり、この書を避けて通ることは出来ない。斯波義信氏は宋会要につい 「『宋会要』という政書は、 本論に入る前に、宋会要と徐松について触れておきたい。宋会要という書は、勅選の書で、宋代の歴史を研究、 各級、各職掌の行政機関が処理した実務を上行、 平行、下行の文書によって発信し、中央 7

宋会要は、いつのまにか散逸されてしまった。清になってから、宋会要は徐松によって注目されることになる。 この宋会要は、 明の永楽帝が永楽大典を編集した時には多く引用されており、 当時はまだ残存していた。 その後、

○○七)と宋会要の特色を述べられる。

の死後、 嘉慶年間の時、 会要を収集させた。宋会要だけでなく、 宋会要の復元が難しく、徐松が抽出し、編纂した宋会要だけが、残存した唯一のものである。 書籍の殆どは散逸してしまった。宋会要も多少分散したらしいが、弟子の繆荃孫が守り、一八八七年に張之 全唐文の編纂が行われ、編纂者の一人であった徐松が編纂の傍ら、 中興礼書、 元河南志なども収集している。永楽大典の殆どが散逸してしまっ 永楽大典の中に引用されている宋 しかし、

表 1	1 『宋会要』の市舶に関する資料六種							
番	所属	永楽大典	字	年号	行の字数	字数	備考	
号		巻数	韻	(下限)	行数		- πη - <del></del> πη	
1	職官門44市舶1	1124	司	~嘉定 6	1 行21字	15534字	1936年 中国国	
	~34			(1212)年	半葉11行		家図書館より出	
				4月7日			版『宋会要輯稿』	
2	補編 市舶	17552	貨	(1乾道年	半雜21宿	13319字	陳智超1981年	
				7月12日			『宋会要輯稿補	
							編』市舶	
3	東洋文庫手抄本	17552	貨	~乾道9	1 行20字	13319字	藤田豊八が書写	
	食貨門三八市舶			(1173)年	半葉10行		1916年 東洋文	
				7月12日			庫の印あり。	
4	藤田豊八の自筆	(17552)	貨	首、原稿	1 行20字	首170字	大正5年 (1916)	曽我部静雄収蔵
	本			用紙一枚	半葉10行	尾75字	12月16日書写終	『東方学』63
				尾、原稿			了とある。	昭和57年1月
				用紙一枚				
5	『粤海関志』巻	(1124)	司	~嘉定 6		9092字	1840年ごろ梁廷	全体の字数は、
	2~3 職官44			(1212)年			<b>村編</b>	10301字で職官
	市舶より広東の			4月7日			職官44市舶から	44市舶からの抽
	み抽出						67項目を抽出。	出は9092字にの
								ぼり、88%を占
								める。
6	藤田豊八の市舶	17552	貨	~乾道9			「宋代の市舶司	『東洋学報』7-2
	論文からの引用			年7月12			及び市舶条例」	大正 6 (1917)年
				H				5月

ら抽出してから一二六年、死後八八年が過ぎていた。

以上述べたように、宋会要は徐松の手を離れてか

一一)に刊行されるに至った。実に、徐松が大典か

が続けられ、中国国家図書館から一九三六年

(昭和

劉承幹が所有することになった。ここでさらに編纂

に一時入り、

一九一五年ごろ(民国四)、嘉業堂の

要』の市舶に関する資料六種」参照 項目を揚げると以下のごとくである。表1「『宋会 の市舶に関する資料を現在六種見ることができる。 ために、分散されたところもある。その『宋会要』 ら、所有者や編纂者が変わったりして、転々とした

職官門四四、市舶にある。永楽大典 二四四 司字韻から纂輯したもの。年次は 卷一

北宋の開宝四年から南宋の嘉定六年まであ

洞が広雅書局を創設すると、宋会要は広雅書局に入

繆荃孫が編集にあたった。その後、王秉恩の手

- る。一行二一字、半葉一一行、一五五三四字。『宋会要』は一九三六年(昭和一一)に中国国家図書館から
- 出版された。
- 陳智超『宋会要輯稿補編』一九八一年。市舶の資料があるが、所属門が記されていない。永楽大典巻一七五 五二、貨字韻 一三三一九字
- $\equiv$ 東洋文庫蔵手抄本食貨門三八市舶 り。大典一七五五二 貨字韻 一三三一九字 一行二〇字 半葉一〇行。 藤田豊八書写 一九一六年。東洋文庫の印あ
- 回 藤田豊八自筆本 食貨門三八市舶 一行二〇字 半葉一〇行。一九一六年一二月一六日抄了とあり。二枚は
- <u>H</u>. 粤海関志(巻二、三、前代事実)、職官四四より広東関係を抽出 一八四〇年ごろ
- 藤田豊八「宋代の市舶司及び市舶条例」大正六(一九一七)年五月『東洋学報』七―二に引用されている資

料は、(三)の東洋文庫食貨市舶。

市舶、 事をした徐松という人物についてみてみたい。収集していながらなぜ宋会要をまとめることができなかった理由も考 以下、この項目について検討していかなければならないが紙数の関係で省略し巻末の[「東洋文庫抄本」市舶、 「藤田論文」、宋会要職官四四市舶、 引用の資料対照表」にとどめた。次に、宋会要を永楽大典から取り出す仕

えてみたい。

## 徐松の生涯と宋会要(一七八一―一八四八、 乾隆四六—道光二八)

典から宋会要、元河南志、 設され、編纂官となる。編輯を監督する董誥の推薦による。翰林院編修となり、南書房勤務。ここで董誥に認められ、 興県で童試を受ける。試験官の金士松に文章を誉められる。嘉慶五年二○歳で郷試に合格する。二二歳、陳氏と結婚。 三年一二月)、 天子の下問に応答する文は徐松が代筆するようになる。一八〇九年(嘉慶一四)このころ全唐文館の中にある永楽大 吉士となる。優秀であるため以後、エリートの道を保証されるかにみえる。一八〇八年(嘉慶一三)、全唐文館が開 男をもうける。 徐松の略歴については、榎一雄「徐松の西域調査について」(『近代中国』一〇―一四 一九八一年一二月―一九八 (乾隆四六)に浙江省上虞県に生まれる。のち父が京師に移り、戸籍を大興県(北京)に移す。 陳垣 一八〇五年 (嘉慶一〇) 「記徐松遣戌事」(『陳垣史学論著選』一九八一)に詳しく、略歴はこれによった。 中興礼書などを収集する。 進士合格。殿試は二甲第一名、 朝考一等一名という抜群の成績で、 徐松は、 九歳のころ大 翰林庶

験生から賄賂をうけとり、書籍を売りつけて銀四七六両の不正利益を得たという、計九条に及ぶ罪状の判決である。 判決が出された。三千里は流の中では、最も重い。流刑地は伊犂 趙慎疁に糾弾される(その原因など、 翌年の一八一〇年には文頴館総纂となる。湖南の学政となり、 詳細なことはわからない)。取り調べを受け、「杖一百、 湖南に赴いて省試の監督をしたが、その行為を御史 (新疆ウイグル自治区) である。その主な理由は受 流三千里」という有罪

している るのは、 提調兼総纂官として徐松の名がある。この時点では、 の人が、滞在三か月、一年とかで帰る中、減刑されることなく、六年間の刑を全うし、北京に帰る。三八歳になって 流刑地までの費用は自弁という。到着時から刑期が始まる。一八一九年まで(三二―三八歳) ろうか。 その中に父親の失敗問題もからみ、複雑で明確でない。たかが銀四七六両である。密告されたか、陥れられたのであ 流刑中、 興味深い。 今後の課題でもある。一八一二年に判決がくだったときは、三一歳であった。一八一三年に伊犂に到着する。 一八一四年 刑に服している間に、新疆賦、 (嘉慶一九) に全唐文が完成する。全唐文の始めに編纂者八九人の名前があり、 漢書西域伝補注、 徐松は流刑の地にいる罪人であるが、 西域水道記、新疆識略などの名著を次々に著わ 編纂者に名前を加えてい 伊犂にとどまり、 九番目

れたのが、一八二一年(道光一年)四一歳。一八二五年妻に死なれ、子延租にも先立たれた。 足掛け九年の刑を終えてからの徐松はあまり重要な役職についてない。「新疆識略」を賞されて内閣中書に任ぜら から徐松の宋会要の写出を有用なものと認める (鉄橋漫稿三)という手紙をもらう。 このころから宋会要のこ 厳可均 (徐松と同 期の

とが理解されてきたのであろうか。その後礼部主事、

礼部鋳印局員外郎となる。

歴史を述べる中で、 八三九 広東だけを抜き出したものである −四○年ごろ粤海関志が編纂される。アヘン戦争に備えての防備策でもあったのであろう。 宋代については、 巻二、三に前代事略に書かれている。 (詳しくは次項参照)。宋会要の記述を抜書きとはいえ宋会要を公にした その内容は、 宋会要の職官門四 歴代の海関の 远 0 市舶

のは、これが初めてである。この時、徐松はまだ存命中で、この資料を持っているのは徐松だけであるから、

\_

自分が

中 梁廷枏と学者同志、 宋会要を粤海関志の編纂者梁廷枏に見せたに違いない。湯中氏は、二人の関係について「このとき徐松は京師におり、 『宋会要研究』巻一付記二、二〇頁上海商務印書館 国の一大事とあって徐松はよろこんで、資料を提供し協力したにちがいない。 意気投合して抄本などを伝えたことは、きわめて当たり前のことであった。」と述べている 一九三二)。具体的な二人の接点を見つけることは出来ない

たれ、著書、資料など保管整理する人なく分散された。宋会要は、徐松の存命中には、刊行されず、死後も持ち主が 病と称して辞退。一八四八年(道光二八)三月一日大興で死す。六八歳であった。 いささかの問題はありつつも中国国家図書館で刊行することができたのである。それは、一九三六 徐松の生涯にもどり、一八四三年六三歳で江西道監察御史から江南道を転掌す。 編集者も入れ替わり、資料も一部転売されたりして、分散されたりしたが最後は、 徐松の書籍は、 翌年楡林府知府に任ぜられ 劉承幹によって保管整 (昭和一

## 一)年のことで、徐松の死後八八年のことである。

に行われたのであろう。 はできなかったのである。三つには、 あったこと。二つには、 たのであろう。宋会要の価値を知りながら、まとめることができなかったのは、一つには五百巻という膨大な分量で 徐松が永楽大典から宋会要を抽出し編纂した功績は計り知れないほど大きい。 その証拠に書写に使った用紙が全唐文という名入りのものである。 永楽大典から宋会要を抜き出し書写する作業は全唐文館での本来の仕事ではなかった。 致命的なのは、 賄賂の罪で流刑に六年間服したことである 彼が研究する過程でその価 そのようなことから公に (足掛け九年)。 値を知っ 北

京を離れるとき、宋会要はどこに置いたのであろうか。分量が多いので伊犂には持っていかなかったと思われる。

5 を刊行したいなどと言って、また弾劾されるようなことがあってはならないと思ったのであろう。このようなことか らに刑を終えて北京に戻ってきてから、彼は以前のような重要な役職につくことはなく、ましてや問題のある宋会要 彼の死後、宋会要は不完全なまま、 転々とするようになったのである。

## (B) 粤海関志に見える宋会要市舶について

る。 のほ 九七闍婆国 開宝四年から嘉定六年四月七日までの七二項目にのほる。そのうち五項目だけは、宋会要の職官市舶以外のもので、 その内容を見ると、ほぼ宋会要の職官門四四の市舶のうち、広東だけを抽出したものである。年代順に記されており、 に備えることもあり、 て編纂された。 粤海関志は、 ちなみに、粤海関志の宋代の記述は、全部で一万三〇一字の内、宋会要職官四四、 太宗 年代順の項目とは別に、 (雍熙二年九月)、宋史(淳化二年)、文献通考二○(仁宗)、文献通考二○(元祐元年)、宋会要の蕃夷四 (紹興元年) 張田、 アヘン戦争を目前に控え、 清代末の道光一九年ごろ(官員表に道光一八年まで記述があるため、それ以降とする)梁廷枏によっ 王渙之の五人で知広州で海外貿易で功を上げた人である。資料的にはこのような構成になってい 海防策の一環として歴史の編纂を行った。宋代については、巻二、三に前代事略に記述がある。 国からの引用。ここで宋会要の蕃夷の記述があることは、蕃夷も見せていたことになる。そ 中書備対の熙寧、元豊年間の乳香、ならびに宋史列伝から向(白とするは誤) 海外との出入り口である広東の海関についての意識が高まり、 市舶からの引用は、九〇九二 アヘン戦争

字、 あるいはそれ以降を職官でみたのかもしれない。 知っている徐松が存命なので食貨門の市舶も見せたのではないだろうか。食貨門の市舶は乾道九年までしかないので、 市舶以外は一二九一字、でその比率は、約八八晋が宋会要の市舶で占める。このとき、宋会要についてすべてを

繆荃孫により整理された。日本では粤海関志に引用された宋会要の市舶に注目したのが、桑原隲蔵氏であり、「蒲寿 庚の事跡」に引用されている。(表2参照 注目する人はいなかったのであろう。徐松の死後、宋会要はしばらく所有者を失ってしまったが、張之洞が受け入れ、 七六年も前のことである。宋会要を公にしたのは、これが初めてのことである。その後中国ではあまりこの宋会要に 徐松が宋会要を道光一九(一八三九)年ごろ、公開したのは早い。藤田豊八氏が書写した一九一六年から数えると、

# 藤田博士と『宋会要』食貨三八市舶について

か明確にしていない。このときの所有者も明確でない。この時期には、まだ劉承幹の手には入っていない。この抄録 となる。彼は北京で宋会要を見て、南海に関する部分を抄録したという。北京で宋会要を見たというが、北京のどこ 京で宋会要の抄本を目賭し、 大正二年二月)と述べている。論文を書いたのは大正二(一九一三)年であるので、前年は、元(一九一二)年 畑氏が 『宋会要』を知ったのは、大正元(一九一二)年のことである。藤田氏は、「その前年辛亥革命の時期北 南海に関する一部分を抄録した」(「唐宋時代南海に関する支那史料」 『東亜研究』 三―

### 表 2 徐松年譜と死後の『宋会要』

7007 5005	年号	年号	# ~Z
西暦	(中国)	(日本)	事 項
1781	乾隆46		徐松 生まれる。浙江省上虞県。後に父が京師に移り、戸籍を大興県に移す。
1789	54		徐松 9歳、この頃大興県で童試を受ける。試験官金士松に文章を誉められる。
1800	嘉慶 5		20歳、郷試に合格。
1802	7		結婚 (陳氏)
1805	10		進士合格、殿試は、二甲第一名、朝考一等一名、翰林庶吉士となる。
1808	13		全唐文館が開設。董誥は編輯を監督、徐松は彼の推薦による。翰林院編修となり、
			南書房に勤務。総司の董誥に認められ、天子の下問に応答する文は、徐松が代筆
			する。
1809	14		このころ、全唐文館の『永楽大典』から、『元河南志』、『宋会要』、『中興礼書』
			を写す。
1810	15		文顯館総纂となる。湖南の学政となる。省試の監督をするがその行為を御史趙慎
			疁に糾弾される。伊犂への判決を受ける。礼科給事中趙慎疁の弾圧をうける。工
			部左侍郎彭齢、湖南巡撫広厚、により合同取調をうける。その理由:徐松は受験
			生から賄賂を受け取り、書籍をうりつけて銀、476両の不正利益をえたとして9
			条の理由で有罪「杖一百、流三千里」。
1812	17		判決
1813	18		伊犂に流される。この年に到着。
1814	19		全唐文完成。
			全唐文の始めに89人中19番目に提調兼総纂官として、徐松の名が見える。
1819	24		恩赦、伊犂より帰る。宣武門大街付近に住む。
1821	道光1		「新疆識略」を賞され、内閣中書に任せらる。
1825	5		妻死す。子延租も先立つ。没年不明
1834	14		厳可均は徐松の宋会要の写出を有用なものと認める。鉄橋漫稿 3
1836	16		礼部主事に昇進。
1838	18		礼部鋳印局員外郎
1843	23		江西道監察御史から江南道を転掌。
1844	24		陝西楡林府知府に任せられるも、病と称して辞退。
1846	26		再び楡林府知府に任せらる。辞職
1848	28		徐松、3月1日大興で死す。68歳

### 徐松死後の宋会要

西暦	年号	年号	事 項
ш/н	(中国)	(日本)	7 %
1849	道光29		徐松死後、宋会要散出。繆荃孫が購得。
1861	咸豊11		梁廷枏 死。
1880	光緒 6	明治13	『水道記』北京琉璃厰の「善成堂」で発見。
1882	8	15	劉承幹 (嘉業堂) 生 (~1963まで) 呉興の南涛鎮の人。
1884	10	17	張之洞、両広総督
1887	13	20	両広総督の張之洞、広雅書局を創設。繆荃孫は翰林院編修(繆1872進士)、繆、
			屠寄(1885挙人のち進士)と会要の編纂にあたる。
1889	15	22	張之洞、湖広総督となる。
1912	民国1	大正1	藤田豊八、北京で宋会要の抄本を見て、南海に関する一部分を抄録。
1915	4	4	劉承幹が「広雅稿本」を買い入れる。(劉承幹は王秉恩より、高価にて買う) 劉
			富曾、費用容が編成にあたる。繆と屠は職官まで済む。劉富曾は民国4年~13年
			まで校勘。これ(13年)以降は費有客が受け継ぐ。桑原騭蔵「蒲寿庚の事跡」発
			表 (大正 4 ~ 7 年、史学雑誌)。
1916	5	5	藤田、羅振玉を通して、市舶(食貨38)を抄録。「12月16日抄了」とある。
1917	6	6	藤田、市舶論文を発表 (大正5年6月、東洋学報7-2)。
1919	8	8	繆死。
1921	10	10	屠寄死。
1924	13	13	東洋文庫創立。(東洋文庫の印はこれ以降)
1929	18	昭和4	藤田、7月15日逝去。
1930	19	5	東洋文庫「藤田文庫漢籍目録」出版。この中に藤田の抄本市舶はなし。東洋文庫、
			中国にて「食貨」「蕃夷」を写させる。

文学博士を授与。その骨子なる資料が前述した如く『宋会要』食貨三十八市舶である。入手に関して同論文の註7に、 大正六 (一九一七) 年五月『東洋学報』七一二) に発表する。その後、 文のなかに、 した箇所は、 蕃夷四占城、 宋会要の蕃夷四の占城と大食の項目であろうと思われる。 大食の引用があるからである。これに継いで、 桑原隲蔵氏の推薦によりこの論文 市舶の論文が出る前の大正五年に発表した論 藤田氏は「宋代の市舶司及び市 舶条例」を (市舶) で

なお刊行に至らず。余輩は、去冬羅叔蘊君を介してその市舶の部を借鈔するを得たり。以下引くところ是なり。 宋会要、食貨三十八市舶の部、 永楽大典巻一七五五二より抄出せしものに係る。この書今呉興劉承幹氏の蔵に帰し

記述はない。さらに「博士記念展覧会」が開かれ、 に寄贈された。 という印だけである(写真1参照)。藤田氏は昭和四(一九二九)年七月に逝去、遺言により漢籍すべてが東洋文庫 てきた。このことについて私は少し疑問を持っていた。 舶の論文に引用している。さて、文庫本食貨市舶は藤田氏が抄録したものを、 とある。去冬は大正五年のこと、 のであるなら、 蔵書印があっても良いとおもわれるが、寄贈記録もなければ蔵書印もない。あるのは、「東洋文庫」 翌年の昭和五 (一九三〇) 羅叔蘊は羅振玉のことで、劉承幹所蔵のものを借りて書写している。その資料を市 年に東洋文庫では 陳列図書目録 藤田氏の抄本であれば、 「藤田文庫漢籍目録」 (Ⅱ—展 33) によると、 生前に東洋文庫に寄託されたといわれ 藤田氏がこれほど大切にしていたも が出版されたが、書写した市舶の 藤田博士著作の部

二、藤田文庫稀覯書の部、三、東洋文庫近獲本の部、

の三部があり、

文庫近獲本の部の中に、

宋会要の食

文庫本食貨市舶について、 蕃夷が展示された。しかしどこにも藤田本とよばれる食貨市舶は見当たらない。このことについて、 藤田氏の抄写本で、大切な資料ならば、 なぜ上記の藤田関係資料と無関係なのか疑問視 中嶋敏氏は

ている(中嶋敏「藤田豊八博士と宋会要」(『東洋史学論集』続編二〇〇二)。

れなかったか、また文庫本食貨市舶がこのころ入手されたのではないかという一つの目安になる。このことについて、 東洋文庫文庫長斯波義信氏に伺ったところ、これらの諸条件から考えて、東洋文庫が独自に藤田本を借りて誰かに写 からの印で、大正十三(一九二四)年十一月二十日東洋文庫創立以降のものである。すると、以前に入手して登録さ 東洋文庫本食貨市舶をあらためてみると、「東洋文庫」という朱印だけである。この印は「東洋文庫」が発足して

食貨三十 大興徐 市 舶 八 松輯大典本 吳興劉承 宋會要卷二百十八 幹 東洋文庫 編 定

南 通 諸 判 國 三為 物 判 貨 官、航 友轉 剞 運 至 使者 初 学其事 於 州 置司

次に述べる。

掌市

ンメ

和

州

M

侍

Ź

司

年北京 中朝官 置五族 af 州 定 一人專 海 縣 命領 監 察 後 平御又中、史於 張 杭 州置 主之 州之司文

山東縣春八南上言 火 食古 便 復 邏閣 於 舶至 粇 州置司成平 婆 明 ら H 城 定 勍 海 泥 聚盤 义 三佛 封 杭 癣 船 州

> 藤田氏の市舶の自筆本が存在することがわかった。 ドバイスをいただいた。これを跡付けるかのごとく、 させたのではないかという可能性もある、 というア

A 藤田氏自筆の食貨市 舶について

ることを知った。 「先学を語る― 藤田氏が書写した宋会要食貨三八市 藤田豊八博士 船があ

写真1

二七



榎…… 『宋会要』のことなど何かおっしゃっていませんでしたか。 先生が向こうで写されて、東京に送った……

あれはまだ残っておりますが……

開したのである。このことについて、「先学を語るに」に榎博士と曽我部博士との対談があり、

次のようにいう。

尾)

公

榎 宋代の市舶使のことなども、あれを使ってお書きになりましたね。

曽我部

あれは余りいわなかったですね。

劉承

曽我部……ええ、あれだけです。写しとったのは、

と短い対話であるがいろいろなことがわかる。1、この食貨市舶は、 藤田氏が中国で写し、 東京に送ったこと、

藤田氏の自筆抄写の食貨市舶はこの時点で(昭和五五年一九八○)、曽我部静雄博士が所有していたこと、3、

のことながら、この資料を使って市舶の論文を書いたことがわかる。

藤田氏の自筆本市舶は首尾しかなく、途中がないのは残念であるが、自筆本といわれる資料があったわけである。

はね、

今自筆本(二枚)と、東洋文庫本食貨市舶(写真1)の記述と比べてみると、素人の私でさえも、打ち込み、 本を藤田氏から借用して、書写した。それが東洋文庫抄本食貨市舶であることが明白になる。 文字のくせを見て、筆蹟が違うと思う。 文庫本そのものであったのである。そこで「東洋文庫」という印を押したのであろう。文庫抄本が自筆本を写 両者は別々のものである。すると、東洋文庫抄本食貨市舶は、 藤田氏からの寄託でも 藤 田 芪 【の直筆

「輯」の字は、文章の中に入っている。ということは、自筆本をみて書いたことがわかる。 自筆本が発見されたからといって、東洋文庫本食貨市舶の価値がなくなるということはない。前述したが自筆本は、

したことがわかるところは、

藤田自筆本では「輯」を書き忘れ

(写真2参照)、後で横に書き加えている。

文庫本は

現在のところ首尾しかなく、 中身がない。 したがって、 東洋文庫が自筆本すべてを書写した価値は大きい。

市舶を完全な形で残っているのは文庫抄本だけだからである。

藤 田氏は羅振玉氏の斡旋により中国で食貨市舶を書写し、終わったのが大正五年十二月十六日であった。大正元年

いる蕃夷ではなかったのか、などを考える。 劉承幹氏から借用し抄写したのである。なぜ食貨の市舶だったのか。職官の市舶ではなかったのか、大正元年に見て 京に帰ってきての宋会要であり、抄写のために中国への往復であったのであろう。藤田氏は宋会要の食貨門の市舶を の論文もこのときである。この中で羅振玉氏は日本にいながら藤田氏の宋会要の斡旋をしたのであろう。藤田氏も東 中国での辛亥革命動乱の中、翌年藤田氏は羅振玉氏と王国維氏を日本の京都に住まわせた。大正八年まで滞在 藤田氏も中国を離れ、二年~六年まで池袋に住まい、研究に専念した。その間に論文を次々と発表した。

# 「補編」と「文庫抄本」の市舶との関係について

のか、 これまで見てきた文庫抄本と補編の市舶についてみてみたい。この二つの記述は、同じものなのか、異なるものな 異なるとしたら、どのように違うのか、などについて検討してみたい。(表3参照

### 表題

二者の最も異なる点は、文庫抄本には前述した如くタイトルがあることである。

食貨三十八

宋会要卷二百十八

大興徐松輯大典本

**呉興劉承幹編定** 

表3 「補編」市舶と東洋文庫抄本 市舶との関係

舶が存在するので、

藤田氏が借用した時には、

い。したがって東洋文庫抄本の食貨門には、市は和市と互市しかなく、市舶司は存在していな

衣3 「補柵」 巾加と泉洋又単抄本 巾加との関係					
「補編」市舶	東洋文庫抄本 市舶				
タイトルなし 市舶 赤字を黒でな	タイトルあり。食貨三八				
ぞる。					
1 行 21字 半葉 11行	1 行 20字 半葉 10字				
年、月、日の文頭の右横に「另行」	日付に「另行」の印なし。				
の印あり。	「另行」(改行)を実行し、日付順に				
すべての日付の横に必ず印あり。	書く。				
勅の後その理由を述べるとき、○印	勅の後の理由を述べるとき、○印が				
あり。	補編についている場合は一字空白か				
	○印となる。				
「雙行」と「雙行止」について	抄本には、「雙行」「雙行止」の印は				
勅の後に、その理由を述べるとき、	ない。雙行がある時には補編の雙行				
雙行にしようとしたため、その文の	にしたがって書いている。				
はじめに、「雙行」の印を押し、文					
の終わりに「雙行止」の印を押した。					
それを消す場合、「雙行」と「雙行					
止」を丸印をして消している。一セッ					
トで消しているのが26項目に及ぶ。					
ーセットでないとき、一方を消さな					
い時には双行となる。					

(一九三〇)年に東洋文庫が上海で書写させた抄本といわれているものである。そして昭和五九一六)年に入手し書写したものが、東洋文庫通行本の宋会要が編纂される前に、大正五(一市舶はまだ外されていない状態だった。つまり

のごとく、通行本の宋会要には、食貨門三八にという唯一の証拠が存在するからである。周知うと、食貨門の三八に市舶という記述があったには見当たらないものである。何が重要かとい

このタイトルは文庫抄本だけであって、ほか(東洋文庫蔵手抄本食貨市舶)(写真1参照)

市舶

宋会要輯稿の食貨門にはもう、食貨三八 市舶は切り離されていた。それ故に文庫本食貨市舶は切り離される前のもので、完全な形で存在しているもので 市舶は除外されている。したがって、昭和五年の段階でもう食貨門の

ある。そのためにも東洋文庫の抄本の食貨門市舶は大切な資料なのである。

れたものである。タイトルが編集の段階で、切り離されてしまったのであろう。 補編は、タイトルはないが、市舶という朱字があり、それを黒でなぞったものである。明らかにあとで書き入

2 行の字数、一頁の行数

文庫抄本と藤田自筆本は一行 二〇字

補編は一行二一字、半葉一一行である。これは一般的常識であろうか、宋会要のほかの箇所でも、ほぼ一行二

半葉一〇字

である。

字、一一行である。すると、文庫抄本は、補編を手本に写したのではなく、別なものがあったのかも知れない。

3 補編に見える四つの印判と文庫抄本との関係

「補編」市舶には、 四種類の印判が押してある。(写真 3・4参照)

1 另行 : (改行)

2

雙行(二行

3 雙行止 (二行終り)

四種である。これらの印判の意味、 その4種さらに宋会要を編集しようとする一過程を垣間みることができる

で以下その事例を見てみたい。

另行(改行)の印について

会要は、 補編の市舶では、すべての日付の横に必ず另行の印が押されている。 日付順に記されているが順送りで、改行はしていない。それが補編では、 另行とは、 改行を指令する另行の印を押 別々、 改行のことである。

すのである。編集の段階のものであろう。文庫抄本では、見事に另行の印に従って、日付、年月日順に記されて

躬親照檢不得夾帶銅銭出中國界仍差通判一員號人使用着船車所為先報轉運司差不干殿官一員下刑部立法刑部立到法諸船船起發應着及外着進所委官或縱容發戴銅銭並七顧罰以為慢令之戒詔 魔視官不候其部放洋而歌回者徒一年從之 國界者依知情引領停蔵員戴人法覽察者減三點即 差不干缺官一員党家至海口侯其故洋方得回歸如路轉運司遇船船起發至本司屬官一員臨時點檢仍路轉運司遇船引起發至本司屬官一員臨時點檢仍路轉運司遇船引起發至本司屬官一員監書廣東福建 不干預市州職事者差獨員或是委清禮官覆侯候其 華船用所委照檢官 覆礼官回客縱夾帶銅錢出中 放洋方得国歸諸船船起發贩蕃及外蕃進奉人体 10 11 6 4 『宋會要』 市舶 補編 写真3 2 1 「写真では赤い印が見えにくいが、原本にはついている。東洋文庫手抄本では、 の通りに雙行(A)~(E)にしているのに注目したい。 雙行止 雙行止 雙行止 雙行 雙行止 另行=改行 消してない。そのため文庫手抄本(文庫本とする)では、雙行とする(A)。 この印を消してないので、文庫本〈 〉では、雙行とする(B)。 右に同じ。印を消さないので、文庫本では、雙行とする(E)。 右に同じ。印を消さないので、文庫本では、雙行とする(D)。 右に同じ。印を消さないので、文庫本では、雙行とする(C)。

印

載 察至海口侯其放洋 出 轉 部 中國界 立到 銅錢 本司 + 船 候其船放洋 運使差分 情別 放 情引領停藏員載人法減三等即覆視官剛界仍差通判一員解和不預市無職官一員躬親熟檢不得夾養與養者及與養子科的差通判一員解和不預市無職官一員躬親熟檢不得夾帶使差不干礙官一員躬親熟檢不得夾帶使差不干礙官一員躬親熟檢不得夾帶連點接不得來審註事人 所 а 官 而 輙 豪 一員臨 言 方得回歸如所委官或縱容般 東 綇 檢仍差不干礙官一員覺 建 轉 運 可遇 母養清職 夾 屬 人及體事帶 刷 使外官者 網 看 覆 屬先 立法利 官 舩 不 候

紹興11年11月

る。

印を見ながら写したのであろうか。疑問を持つところであ

ている写本だったのであろうか。

あるいは、

補編の另行の

いるのである。藤田氏が書写したものは、すでに改行され

2

雙行と雙行止について

補編では、一つの編集方針があったらしく、文章の中に、

Ê 回者徒一年 の雙行は、『宋會要』補編市舶の指

東洋文庫蔵手抄本

詔の後、その理由を述べる。理由のところを双行にするた 雙行の印と雙行止の印を押している。では、どのような場 めに、最初の文字に雙行の印を、最後の文字に雙行止の印 合に雙行(二行にすること)にするのか。調べてみると、

を押している。 (写真3・5・6参照

全部両方とも消されている(例外一つあり)。

写真4

雙行、雙行止の印に従っている。一般に

示通り、 Â

行止の印を押した上から墨で丸く消しているのである。(写真3・5(1)・6参照)。はじめ何という字の印か ることができたのである。 からなかったが、中国国家図書館で、実物を見ると、はっきりと、下の印つまり「雙行」と「雙行止」と読め

しかし、この雙行と雙行止は、編集方針により中止になったらしく、これらの印を墨で消している。雙行と雙

具体例として、一例を挙げると、建炎二年五月二十四日の条に(58番参照

(表とは、巻末に東洋文庫蔵手抄本宋会要食貨門市舶を活字化した。これを指す。番号とは便宜上年号の上に、

番号をつけた。)

其類。心等九月十八日太常少柳字應機言廣州勺錢五百以初立禁科也時三司定直斤錢二百詔特增廣明州市舶司自令蕃商齊翰石至者官為收市斤給及明州市舶司自令蕃商齊翰石至者官為收市斤給

(A)另行、(B)○印、(C)以に「双行」を消す、(D)数「雙行止」を消す

(2) 『文庫本』

椞 蕃 大 科 南 中 祥符 齊 也 時 輸 三 То = 司 年 至 定 者 / 官為 月 直 T ル а 錢 収市介給 戏二百 韶 詔 杭 廣 特 錢 明 増 五 州 百 市 其 舶 數 司 (E) パ 自 初 今 立

(E)一字空白。(1)の(B)の○印の故である。(A)『補編』の另行通りに改行している。

大中祥符2年8月9日の項目の三種

の場合、

詔が出て、その理由を双行と

(3) 藤田論文三五九頁

(F) 藤田論文でも、文庫本通りに一字空白とする

便、虧失数多、故復置之司――尚書省言、併廃以来、土人記部依旧復置、両浙、福建路提挙市部

していると言ってきたからである。こび以前のように置くようにという詔を出した。その理由は、尚書省が、廃止出した。その理由は、尚書省が、廃止

のである。理由を述べる時、この場合印をおし、最後に雙行止の印をおしたするために尚書省のところに、雙行の

棒線が引かれており、ここからが

は、

写真5

雙行というしるしである。

ほかには

三五

字空白を作る場合、または、○印をつけることが多

具

買養商雜貨及建禁物色如建當重置之法親是南海及月路市和司盐官及如州通判等全後不得收 藥多虧價直至是左正言渦極奏其事故有是想 心官員及經過使臣多請記市船官如傳語養長所買香 另行  $\widehat{\mathbf{B}}$ 印 雙行  $\widehat{C}$ 雙行止 写真6 『補編』市舶 至

道元年6月

体例を文庫抄本でみると、至道元年六月の条11番に

……如違当重置之法□先是……

とあり、法と先の間に一字分空白(□) になっており、

空白

雙行止は消されているため、 資料はそのままの状態に残ったのである。 の下からが、雙行となることになっていた。 前の状態に残ったの しかし実際には

前述した如く雙行、

あろうかと考えていたが、 はよいが、 文庫抄本を調べている時、 編集の過程のものが資料に残っているのである。一字空白もそのなごりである。 勅の理由を述べる双行のためのもので、それが取り消された時、 一字空白や○印があり、 資料を書写する際、 空白は何の意味があるの 結果的に印だけ か、 いが残っ ば

てしまったのである。 勅の理由だけでなく、語句の説明をするときにも、双行は使うことがある。

のであるが、補編に見えるひとつの編纂の過程と、たぶんそれを写したであろう東洋文庫抄本を検討するために、 の中から、 東洋文庫抄本を見ると、 雙行と、 雙行止の印があるものを抽出してみると次のようになる。ただし二つの印は消されているも 「補編」 の指示通りに空白、 ○を厳守して書写している。今ここに、文庫抄本、

号である。 下記に表で示した。 巻末の東洋文庫抄本の活字化した市舶を参照のこと。番号は巻末の年代順に記されている番

穴雙行と雙行上の印があって消されてい 、る例

5 番

太平興国七年閏一二月

11 番 至道元年六月(写真6参照)

14 番 大中祥符二年八月九日(写真5(1)·(2)参照)

27 番 33 番 元豊六一一月一七日 熙寧七年七月一八日

39 番 崇寧三年五月二八日

40 番

44 番

政和二年五月二四日 崇寧四年五月二〇日

48 番 政和五年八月一三日

58 番

建炎二年五月二四日

76 番 紹興三年七月一日

82 番 78 番 紹興六年一二月一三日 紹興三年九月九日

85 番 紹興七年閏一〇月三日

93 番 89 番 紹興一六年九月二五日 紹興一二年一〇月二八日

94 番 紹興一七年一一月四日

95 番 紹興一八年閏八月一七日

99 番 紹興二九年九月二日

101 番 隆興二年七月二五日

104 番 乾道二年六月三日

107 番 乾道三年四月二二日

109 番 108 番 乾道七年一〇月一三日 乾道三年一二月二三日

以上二五件に及ぶ。

110 番

乾道九年七月一二日

次に、上記では双行を消した場合であったが、 双行が残っている場合もある。以下そのことについてみてみた

0

(イ雙行印が残っている例、雙行にする

Α 72番「紹興二年八月六日…尋韶市舶司属

雙行になっている。補編をみると、

「紹興二年八月六日:|雙行| 尋詔市舶司属官罷

とあって「雙行」の印があり、それは消されてない。したがって文庫本のほうは右に示したように雙行としてい

るのである。

B 80番紹興一一年一一月二三日(写真 3、4参照)

写真3の補編では、見えにくいが、雙行、 に見える如く、文庫本では、雙行とする。写真3が補編で写真4が文庫本である。両者を比べてみると明確にな 雙行止の印がある。それを消していない。するとその結果は、 写真4

文庫本 (写真4) A  $\widehat{\mathbf{B}}$ は、 は 補編 (写真3)の(2)~(3)雙行~雙行止の印あり。 4 5 "

る。

(D) td (8) (9) (9)

右記に示すように補編では最少に雙行、最後に雙行止の印を消さないため、文庫抄本では雙行としている。この E は " 10 (11) "

これまで見てきたように、「補編」の市舶にある印判四種はそれぞれの意味がある。

場合は勅の説明ではなく語句の説明である。

文庫抄本市舶は、「補編」市舶の印判通りに訂正して清書している。補編の市舶は、写真で見たように(写真

市舶を清書したものがあったのであろうか。明確にできない。以上、文庫本と補編との関係を述べた。 3参照) 印判などが多く読みにくい中、藤田氏は忠実に抄写したのであろうか。指示通りのそれとも、 両者は 「補編」

### 第 4 章 中国国家図書館での調査 宋会要 市舶と残簡

密接な関係であることがわかった。

—「宋会要 葉渭清本」一四〇三

本されている。このなかには、『補編』として刊行されたものも含まれている。私は「宋会要 葉渭清本」請求番号 たもの、重複資料として取り除かれたもの、編集の段階で切り取られたもの、断片など、刊行されなかったものが製 四〇三から、市舶に関係するもの、断片など5点を取り上げて撮影してもらった。以下の写真はそのときのもので 中国国家図書館善本特蔵部 「宋会要 葉渭清本」一四○三は、宋会要輯稿を刊行した際に、それから落ちてしまっ

(1) 表紙 食貨三十八 一頁目

ある。整理番号がついていない。

- (2)食貨三十八 和市、互市、市舶 二頁目
- (3)食貨三十八 宋会要二百十八
- (4) 互市のあと、市舶についてのメモ書き

(5) 補編の市舶の一頁目の欄外に市舶に関する記事あり

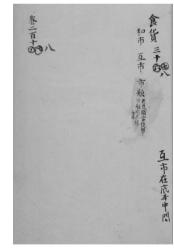
以下一点づつ写真を見ながら説明をしていきたい。

縦三一・九センチ 横一八・九センチ 綴じ紐のあとあり。(1) | 宋会要 二百六十九 食貨三十八 | (写真7参照)

(2) 次頁につぎのようにある。(写真8参照) これは、ただの表紙であるが、食貨三十八とあり。



写真7



四一

写真8

全貨三十八 (七六を消す) 互市在底本中間

和市 互市 市舶 市舶司不録 已見職官提挙

巻二百十八(六七を消す

ので、 市舶は、「食貨三十八、巻二百十八、市舶」である。あるいは中国国家図書館にあるのはタイトルだけであるが巻数 市舶が入っていたことが確実になった。また巻二百十八は文庫本食貨市舶と同巻数である。 のような状態であったこと。通行本では、食貨三十八には和市、 かるが、 が一致していることから、その中身、市舶は東洋文庫本食貨市舶と同じだった可能性が強い。また、写真をみるとわ 互市が、 目録には記録しない、 市舶のところは、 底本では中間にあるという。 紙を貼ってここに市舶があったことを、 とある。 興味深いのは、 順番は和市 和市、 互市 互市、 市舶である。 互市、 強調している。 市舶の順番であったこと。 があり、 市舶は、 市舶はないが、本来なら、この次に 割注に已に職官の提挙市舶にある すなわち東洋文庫本食貨 市舶が外れる前は、こ



写真 9

3

食貨三十八

大興徐松輯大典本

宋会要卷二百十八

呉興劉○○編定 (写真9参照)

(4)これは裏文書である。表が互市の項目の最後までのべる。嘉定十年三月一日……とある。その裏に走り書きで とはいることになる。次の行に市舶が入れば、文庫本食貨市舶とおなじである。

タイトルだけであるが、東洋文庫食貨市舶と食貨の数字、宋会要の巻数ともに、全く同じである。○○は承幹

次の様に書いている。

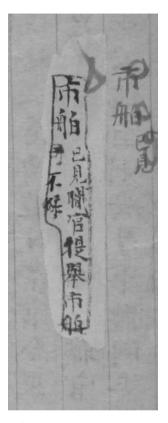


写真10

市舶 己見 (朱字)

(写真10参照

とあり、市舶……は紙に書いて貼り付けている。紙は一・三センチ×六・五センチ。つまり互市の後に、 ておいたのであろう。小さな一つの断片であるが、抜き取ったことへの、思いが感じ取られる。 入らなければならないのに、職官提挙市舶司にすでに存在するので、ここでは記録せずと、メモ書きにして遺し 市舶が

### (5) 補編市舶(写真11参照)

縦三〇・五センチ×横一九センチ。 中の朱の罫紙、 縦一六・五×横一一・三センチ 半葉一一行 一行二一字。

ある。補編には書き込みはカットされている。「補編」と同じであるが、欄外に、書き込みが

己見職官提舉市船司不好 前起 湖實四年記東道九年 上班内 141 為使 写真11 その書き込みを見てみる。

市舶 起開寶四年訖乾道九年

市舶司

己注

已見職官門提擧市舶司存目、

不録

に「食貨門 市舶 開寶四年より起こし、乾道九年に訖る」とある。かなり大きく細長い付箋があった跡がある。次に上方 市舶司 己注 已見職官門提挙市舶司存目、 不録

には、 司にあったということが判明した。この食貨門の市舶司は前述した如く職官門の提挙市舶司に現存するのでここ ここで注意しておきたいのは、この補編に記されている市舶の記事は、欄外の書き込みによって食貨門 取り上げないということである。 補編の市舶が職官を参考としながら所属が明確にしてなかったが、この 市舶

欄外の記述により、

市舶の部分は食貨門所属であることが判明した。

の市舶の記述は、 は記されていない。 以上5点、 市舶に関する資料を抜き出した。一点は補編にあるものであるが、欄外に記されている覚書は、 職官門の提挙市舶司にすでに見存しているので、食貨では外すということである。これまで見てき 五点とも断片であり、 いずれも補編には記されていない資料である。これらの共通点は、 食貨門 補編に

たようになんども覚書として、あるときは紙を破いて市舶があったところに貼り付けたりしている。何か執念のごと くになんども覚書を記している。その中に東洋文庫手抄本食貨市舶と同じく巻数、表題などが同じものがあった。

ずれも断片であった (写真 9参照)。

継いだ時には宋会要は割裂、改竄されて、元の状態には復元不可能であったこと、その中で編集の仕事を続けなけれ 最後に、この一四〇三「宋会要 葉渭清本」を編集した葉渭清氏自身の一文を載せて終わりとしたい。 自分が受け

ばならない。

り以て呉興の劉氏承幹に至るまで、乃ち始めて因りて之を編す。繆、諸類に於て成す所無し。屠氏は独だ職官を成 清の大興の徐氏松、 粤局未だ之を刻せず。惟だ劉氏、最も晩く出でて成書有るを為すのみ。 既に宋会要を輯す、而れども未だ編せざるなり。 是に於て江陰の繆氏荃蓀・武進の屠氏寄よ

得て覩る可からず。今其れ并びに徐(の)輯(せる)の旧をば復た得て読む可からざるを奈何せんや。凡そ劉の去 も徐氏の原本は乃ち割裂する所と為ること甚だしく、 る所も又真を失うを累う。則ち何若ぞ之の編の愈を為さざらんや。 茲に注する所は即ち劉編の目録なり。其の書、 且つ刪併に因りて焉を削棄す。夫の会要の全きは、吾固より 功は過ちを補わず、尚お幸いに未だ刊布せざるのみ。 而れど

為す。其の遷流は極まる所なるも、亦た割裂削棄に至らず。止だに詩に云わざるのみならざらんや、誰か厲階を生 吾知る、吾が注の出ずるや、人或いは将に咎を劉氏に帰せんとするを。実は則ち改竄増削は繆・屠已に先ず之を

じて今に至るまで梗を為すや、と。繆・屠、之を階せり。劉氏を何ぞ尤めんや。吾、此の注を為るに、縄愆糾繆し て此の階を徹去して、以て多く逸書を存せんと期欲す。故に覚えず、其の言の切至れるなり。苟も我が庸を罪する

をば敢て辞すること有らんや。

中華民国二十二年十一月十一日

(写真12参照 葉渭清

終於諸類無所成屠氏獨成職官而專局未之刻惟劉 荃蘇武進屠氏寄以至吳興劉氏承幹乃始因而編之 清大與徐氏松既釋宋會要而未編也於是江陰經氏 氏最晚出為有成書吾該所注即劉編之目録其書功

巴先為之其遷流所極亦不至於割裂前棄不止詩不 吾知吾注之出人或將耶谷劉氏實則改說增刑繆屠 痛於再供所取又累於失真則何若弗之編之為愈平 云乎雜生属階至今為梗繆屠階之矣於劉氏何尤吾 今其奈何并徐輯之舊後不可得而讀耶凡劉所去既 且因刪併而削棄焉夫會要之全吾固不可得而親矣 不補過尚幸未利布耳而徐氏之原本乃為所割裂甚

為此注絕您糾繆期欲徹去此階以多存逸書故不覺

其言之切至也苟有罪我庸敢解手中華民國二十二

年十一月十一日葉滑清

写真12

結びにかえて

また疑問のまま途中になっているものも多々あるが、まとめてみると次 文庫本食貨市舶について多方面から検討してきた。解明できたこと、

1403「宋会要、  $\widehat{1}$ の様である。 藤田豊八博士の自筆本があったこと、と今後の課題

寄託したものと言われてきた。しかし、 これまで文庫本食貨市舶は、藤田氏が書写したものを文庫に生前 藤田氏が書写したもの、つ

二年)に一部(首、尾のみ)紹介された。文庫抄本は、藤田氏の自 まり自筆本があり曽我部静雄博士によって「先学を語る」(一九八

書いたものである。 筆原稿を東洋文庫が書写させた可能性が強いことが判明した。このことによって、この文庫本食貨市舶には藤田 をつけるつもりである。その際に訂正を加えたい ことができなかった。この点については、 述ではなく、異なる資料が混入していることなどの検討をすることができなかったので、これらを含めて稿を改 ころが数か所あった。これは、文庫抄本の書き間違いもあったのであろう。この点については、 は、文庫抄本と殆どおなじであるが、一部疑問とするところがある。文庫抄本と論文引用資料とが一致しないと つの研究データーとして、資料対照表稿として出させていただいた。これらを基にして、文庫本食貨市舶の訳注 いて検討することができなかった。特に、食貨の記述がなくなった乾道九年以降、職官四四には、 :舶引用の資料対照表稿を作成し、語句の異同をおこなったが、紙数の関係で四種の異同については、言及する (の所蔵印はなく、 検討したいと考えている。また、最後に「東洋文庫抄本」の全文と「補編」「藤田論文」「宋会要職官四四 検討課題である。また、宋会要職官四四提挙市舶司に食貨三八市舶は移動したが、 さらに藤田氏はこの抄本を基にして市舶の論文を発表されたが、そこに引用されている資料 東洋文庫の印だけしかないこともうなずける。自筆本と文庫抄本を比較すると、 稿をあらためて発表する予定である。ここでは不完全であるが、 職官四四 紙数 市 0 舶関係の記 の関係で省 市 強船につ

# (2) 辛亥革命のころ所有者が王秉恩から劉承幹へ

中国まで出向いて書写したという。この時期中国では、辛亥革命(一九一一、明治四四)が起こり、 藤田氏がこの抄本を入手したのは、 大正五(一九一六、民国五)年のことである。 羅振玉氏を通じて藤田氏が 藤田氏は翌

ある。ともあれ食貨三八の市舶を劉氏より差し出されたのである。 氏がすでに蒲寿庚の事跡に粤海関志を引用していることから藤田氏はあるいは、 こる。すでに粤海関志に食貨より年代的にも詳しい職官四四市舶を引用した資料が出ていること、また桑原隲蔵 この混乱のなか、 たのが大正四(民国四)年ごろであり、その前の所有者は王秉恩氏で借金に追われて手放したといわれている。 たのであろうが、二人とも以前の様な便宜はなかったのではないだろうか、更に、 の論文はじめ多くの論文を発表した。つまり藤田、 市舶なのである。ここでなぜ、職官四四の市舶でなくて、食貨三八の市舶だったのか、という疑問もの 王国維氏を助けて、大正八年まで京都に住まわせた。藤田氏は、二年より六年まで池袋に住み、 藤田氏が書写したのが大正五年の一二月で、劉承幹氏から借抄している。それが宋会要 羅氏とも日本におり、その中で藤田氏は上海に行って書写し 職官四四を知っていた可能性も 劉承幹氏が広雅稿本を購入し 食貨

### (3) 文庫抄本食貨市:

まだ編集ができないと考えて、この段階では、食貨市舶は除外されていないと考えられる。それはタイトルがき てもらったのであろうか。しかし、大正五(一九一六)年の書写という宋会要は前年に劉承幹に入ったばかりで、 されている。すると藤田氏が借用した食貨市舶はもうすでに除かれていたのであろうか。 以降に刊行された湯中前掲書の目録(一九三二、昭和七年)、一九三六(昭和一一)年通行本宋会要にも、 東洋文庫で写させた昭和五(一九三〇)年末に完了した宋会要 研究者の間で、宋会要の食貨門に藤田抄本食貨市舶が除外されていることを認識している人は少ない。 食貨 には、 文庫抄本食貨市舶は除かれてい 除外されたものを見せ

ちんとなっているからである。ではいつの段階で除外されたのであろうか。明確に出来ないが、一九一六年以降

## (4) 中国国家図書館での調査

九三〇年の間であろう。

料ということで市舶は、食貨からはずされたのである。文庫本食貨市舶は外す前のもので貴重なものである。 実に文献によって追求できたことは、結果はともあれひとつの成果である。文献を実際にみるとわかることが多 舶の中間にあることをメモがきにしている。これらの断片は印刷されていないし、公表されていない。それを確 調査した。五点あり、 あとに市舶が続くはずであるが、市舶は、職官に入ってしまい、除外になってしまったこと、互市は あとの四点は、市舶はどこに入っていたかというメモ書き、走り書きのようなものであった。そこには、 ほかに切り取られた断片、 中国国家図書館善本特蔵部の一四〇三(請求番号)は「宋会要 市舶をはずしたことを何度も記している。いつ、誰によって、はずされたかは、 一つは補編にある市舶であるが、欄外の覚書がまだ紹介されていない重要な記事がある。 表紙、 メモなど刊行されなかったものが多くある。そのなかで市舶に関係するものを 葉渭清本」で宋会要輯稿補編であるが、その 明確にできないが、 和 互市の 市と市

東洋文庫では宋史食貨志訳注を(一)―(六)まで四六年(一九六〇―二〇〇六)かけて完成させた。宋史の

市舶は永楽大典の貨字から抽出したものである。

職官にはいっているものと食貨とは、

同内容とはいえ同じではない。職官の市舶は永楽大典の司字から、

食貨志は、市舶の部分をを除外せずに本文に入れている。宋史食貨志の最後が互市舶である。斯波義信氏による

という観点からの考察が必要である。各々を両方に入れるのが、良い方法だと思う。食貨にあるものを同類とし に収まったほうがより自然である。永楽大典の司から抽出したのが職官であるからである。 綿密な訳注がなされている。食貨という社会経済的な要素を含む観点から考察して、やはり、市舶は食貨の部類 職官には、 官僚機構

て別な門に移動させないほうがより資料的価値が高まると思われる。

体例を出しながら説明し、その重複資料をどのように活用していくか、どのようにそれを利用し、 むかが今後の問題であると、宋会要研究の大家である梅原郁氏の鋭い提言がなされている(論文目録18。「私と しかし宋会要という膨大な資料をかかえながら、 かつ永楽大典という性質上、重複があるのは当然であると具 研究にとりこ

『宋会要輯稿』―データ・ベース化によせて』)。今後の課題である。

付記

に感謝申し上げます。 きました。ありがとうございました。また、宋会要の資料につきましていろいろとご助言をいただきました東海大学片山章教授 申し上げます。中国国家図書館善本特蔵部副研究館員史睿先生には、 この小論を書くにあたり、 東洋文庫文庫長斯波義信先生より関係資料、 特蔵部が引越の最中にも拘らず、特別の閲覧許可をいただ 論文など細部にわたりご指導を賜りました。厚く御礼

- 注 1 湯中『宋会要研究』一九三二年、宋会要目録に「巻三百四十 る。一九三二(昭和七)年には、すでに市舶は職官提挙市舶に入っているので、食貨からはずしている。巻三百四十食貨 食貨六十 互市 市舶已見職官提挙市舶司存目不録」とあ
- 注 2 注 3 曽我部静雄博士が教鞭をとられた東北大学ならびに国士舘大学の研究室、図書館で、関係資料がないかどうか調査してい ただいたが、現在のところ、ないとのことであった。調査にあたって下さった東洋大学高橋継男教授、国士舘大学石橋崇 「論文目録」No.24-27

六十については未詳

雄教授に感謝申し上げます。自筆本は散逸したと思われるが、まだ三〇年ぐらいしかたっていないので、どこからか見つ

注 4 会要職官四四市舶」の資料対照表である。文庫抄本を基礎にして三種の資料を対比させた。不完全な部分、説明不足の多 『宋会要』の市舶に関する記述は六種ある。(一) の職官四四 宋代の市舶司及び市舶条例」の市舶関係の資料を対比させたのが、「東洋文庫抄本」市舶、  $\stackrel{\frown}{=}$ 補編(三)東洋文庫手抄本食貨市舶 「補編」市舶、 「藤田論文」「宋 **分** 藤田豊八

かるのではないかと期待している。

注 5 徐松については、このほかに「清史列伝七三」、繆荃孫「徐星伯先生事輯」『芸風堂文集』巻一、「畿輔通志二二六」、「大清

いが一応表にしてまとめた。

注 6 兪正燮『癸巳類稿』一二「徐松日宋会要世無伝者、 畿輔先哲二五」などを参照 余於永楽大典中、 輯出、 無慮五六百巻」とある。

## 宋會要輯稿 論文目録

- 2 1 湯中『宋會要研究』(一九三二年 商務印書館) 藤田豊八「宋代の市舶司及び市舶条例」(『東洋学報』七―二 大正六年五月、『東西交渉史の研究―南海―』一九三二年所収
- 3 石田幹之助「三松盦読書記」(『史学雑誌』四三―九 一九三二年)
- 仁井田陞「永楽大典本宋會要稿本二種」(『東洋学報』二二一三 一九三五年)
- 5 桑原鷺蔵「注(一四)宋會要」(『蒲寿庚の事跡』 一九三五年 岩波書店)

江田忠「徐輯宋會要稿本目録 (一) — (六)」(京城帝大『史学会誌』九—一四

一九三六年——一九三九年

6

4

- 7 浅海正三「宋會要の編纂に関する宋會要の記載について」(『斉藤先生古希記念論集』一九三七年)
- 小沼正「宋會要稿食貨目録」(『史学雑誌』四八―七 一九三七年)
- 8 山内正博「冊府元亀と宋會要」(『史学研究』 一〇三 一九六八年)

9

- 10 青山定雄「序」(『宋會要研究備要 目録』 一九七〇年 東洋文庫宋代史研究会
- 11 王雲海『宋会要輯稿研究』(一九八四年 河南師範大学報増刊
- 12 王雲海「『宋會要輯稿』校補 (続) | |附関于藤田本『宋會要』 "食貨・市舶" 底本的探討」(『王雲海文集』 二三〇―二四一頁
- 13 篇』一九八五年 伊原弘「解説— 『宋會要輯稿 食貨索引 年月日·詔勅篇』 二〇〇六年 河南大学出版社所収 東洋文庫宋代史研究委員会 編集の意義と問題点」(『宋會要輯稿 食貨索引

年月日

詔勅

14 陳智超 「整理説明」(『宋會要輯稿補編』一九八七年 全国図書館文献縮微複製中心

- 15 陳智超「《宋会要》食貨類的復元」(《文献》一九八七年二、三期 一九八八年三、四期
- 16 周藤吉之「王雲海著『宋会要輯稿考校』」(『宋・高麗制度史研究』 一九九二年 汲古書院
- 18 17 梅原郁 陳智超 「私と『宋会要輯稿』―データ・ベース化によせて」(『東京大学東洋文化研究所・東洋学文献センター報』センター 『解開《宋會要》之謎』(一九九五) 年 社会科学文献出版社
- 19 中嶋敏「藤田豊八博士と宋会要」(『東洋史学論集』続編 通信 No. 35 一九九五年 二〇〇二年 汲古書院
- 20 陳智超「宋代史料の収集、解読、 利用―『宋会要輯稿』と『清明集』を中心として―」(「文献資料学の新たな可能性」(『大

阪市立大学東洋史論叢』別冊特集号 二〇〇六年)

21

陳智超

「解開《宋会要》之謎(摘要)」

- 23 22 陳智超 『陳智超自選集』(宋会要に関する論文五点いずれも、前掲著書、論文に収録)二〇〇三年 安徽大学出版社 東洋文庫)
- 24 斯波義信「市舶についての説明」(『東洋文庫八十年史Ⅰ』二三頁 斯波義信「宋会要の職官門の市舶の説明」(『宋史食貨志訳注(六)』三三九頁―四〇一頁 二〇〇六年
- 25 『宋會要輯稿 食貨索引 人名·書名篇』 一九八二年 東洋文庫宋代史研究委員会
- 『宋會要輯稿 『宋會要輯稿 食貨索引 食貨索引 年月日·詔勅篇』一九八五年 東洋文庫宋代史研究委員会 職官篇』 一九九五年 東洋文庫宋代史研究委員会

27 26

28

『宋會要輯稿 食貨篇 社会経済用語集成』二〇〇七年 、楡林学院大学客員教授・浙江省杭州市社会科学院研究員・東洋文庫友の会会員 東洋文庫前近代中国研究班

## 大興徐松輯大典本

吳興劉承幹編定

## 市舶

本資料は、東洋文庫蔵手抄本『宋会要』食貨三八市舶(Ⅱ—15—A—16)を活字にしたものである。

二、字は、できるだけ原文によったが、ない場合には、当用漢字によった。

三、一行二〇字、一葉十行も原文によった。

四、 文頭の数字(1)~(11)は、年代順になっているので、便宜上つけた。

五、文の下の数字(1)~(37)も便宜上つけた。

東洋文庫

五六

— 1 —

						(1)		
堵	置	年	化	京	以	掌		食
送	司、	肅	中	朝	知	市		貨
州、	聽	上	徙	官	州	艎。市	大	三
凡	蕃	言	置	三	為	南 舶 (2)	興	+
大	客	非	於	班、	使、	蕃	徐	八
食	從	便、	明	内	通	諸	松	
古	便、	復	州	侍	判	國	輯	
邏	若	於	定	三	為	物	大	
闍	舟白	杭	海	人	判	貨	典	
婆	至	州	縣、	專	官、	航	本	
占	明	置	命	領	及	舟白		
城	州	司、	監	之、	轉	而		
勃	定	咸	察	後	運	至	呉	宋
泥	海	平	御	又	使	者、	興	會
麻	縣、	中、	史	於	司	初	劉	要
逸	監	又	張	杭	掌	於	承	巻
三	官	命	肅	州	其	廣	幹	$\stackrel{-}{=}$
佛	封	杭	主	置	事、	州	編	百
齊	船、	州(4)	之、	司、	又	置	定	+
賓	塔 (5)	各	明	淳	遣	司、		八(1)
	( 0 )							— 1 —

亦 兼 聽 州 興 鼊 牙 又 色 同 監 總 市 賓 詔 或 皮 帛 朧 交 領 丽 貨 鐵 民 趾 初、 瑇 精 沙 其 罷 與 鼊 間 泉 麄 京 瑁 里 皮 事、 判 民 藥 州 師 瑪 瓷 亭 大 其 珊 兩 置 瑙 器 丹 官 石 之 抵 後 之 浙、 (10) 榷 車 市 瑚 流 名 三 具 易 渠 易 海 瑪 非 眉 · 水 · 並 舶 毎 州11)瑙 恐 出 院 香 (6) · 乳 藥 至、 歳 知 或 於 乃 晶 通 +止 州 香 致 官 詔 蕃 犀 貨 先 三 易 禁 闕 庫 諸 布 象 領 者、 征 榷 自 蕃 鳥 珊 班 使 以 其 內 如 外 今 不 或 滿 瑚 金 · 蘇 · 琥 得 侍 勸 唯 銀 他 香 其 專 農 藥 珠 私 藥 木 珀 緡 · 珠 價 掌 之 相 寶 之 錢 官 貝 直 轉 制、 市 物、 鐫<sub>7</sub>,鉛 瑇 市 貨 · 賓<sub>8)</sub>錫 酌 運 通 之 瑁 易、 至 太 蕃 犀 後 平 銕 雜 使 判 餘、 廣

— 2 —

(5) (4) (3) (2) 七  $\stackrel{-}{-}$ 黥 又 島、 滿(2)太 官 太(2) 年 年 靣 申 過 祖(1)上同(1) 輕 舶 袓 使、 閏 正 配其 重 此 太 開 百 月、 本 禁 丽 +數 文 平 以 寶 命 地 四 者 几 差 以 興 駕 充 貫 月、 著 給 押 上 或 部 年 之 作 役 以 詔 送 六 元 員 量 佐 兵 上 五大 聞 赴 科 年 月 百 典 郎 徒 在 闕、 其 命 五. 郎 李 五巻 京(1) 婦 罪、 月 同 通 鵬 同年 +-人 及 知 過 詔 判 二萬 擧、 上 遞 犯 諸 + 敢 廣 廣 が、3)者 二 配 七 充 州 州 五. 州 與 廣 行3) 府 配 謝 潘 千 蕃 南 +人 充 以 處(4) 美 客 市 貫 玭、 針 民 貨 尹 上 舶 以 工 或 黥 易 兼 崇 使 年 淳 少 百 計 市 珂 上同 二化 其 配 月五 物 海 直 判 充 — 2 —

五九

(6)

— 3 —

雍 息 紙 香 食 子 物 八 並 2) 不 丁 煕 香 海 荳 三 種 諸 得 用、 黃 兀 桐 今 蔻 香 +瑇(5) 處 3) 侵 年 熟 皮(8) 花 丁 七 瑁 即 越 以 · 白 · 牙 香 縮 香 種 下 州 五. 依 烏 月 舊 砂 荳 皮 木 犀 府 項 樠 遣 髙 蔻 桂 香 賓 界 官 香 木 內 良 胡 檳 銕(6) 場 藥 鵬 紊 降 侍 薑 9) 沙. 椒 榔 鼊 出 亂 止 真 八 草 紫 皮 賣 禁 冏 石 條 香 人 荳 礦 脂 法 榷 魏 珊 及 琥 齎 蔻 胡 蒔 硫 瑚 許 廣 如 珀 · 桂 敕 瑪 南 蘆 蘿 黃 人 違 後 巴(7) 書 心 蓽 興 依 大 瑙 漳 金 苗 蘆 腹 乳 販(4) 澄 條 泉 礦 沒 帛、 會 茄 龍 香 斷 等 亦 華 放 藥 分 訶 脳 凡 遣 州 · 箋 兀 沈 通 禁 其 舶 撥 子 権、 )· 益 (10 破 香 在 香 船 行 榷 上同 上、 安 各 智 故 檀 藥 物 京

(9)			(	(8)			(7)		
至	禁	貨	常	淳	貨	於	端	毎	徃
道	上同	擇	價	化	上同	兩	拱	綱	海
元		良	買	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$		浙(1)	$\vec{-}$	齎	南
年		者、	之、	年		市			諸
三		止	良			舶	五.	名	蕃
月、		市	苦	月、		司	月、	詔	國、
詔		其	相	韶		陳	詔	書	勾
廣		半、	雜、	廣		牒、	自		招
州		如	官	州		請	今		進
市		時	益			官	商		奉、
舟白		價	少	舶、		給	旅	所	博
司		給	利	毎		券	出	至	買
日、		之、	自	歲		以	海	婸(1)	香
朝		粗(2)	今	商		行、	外	賜	藥
廷		惡	除	人		違	蕃	之	犀
綏		者	禁	舶		者	或	上同	牙
撫		恣	榷	舩、		沒	販		眞
遠		其	貨	官		入	易		珠
俗、		賣	外、	盡		其	者、		龍
禁		勿	它(1	)增		寶	須		脳
									-3-

ţ	ŻΠ							摩		
グオイ	四 治 吉 之 潙							殆		
7	爲	(	11)	(	1 0 )			雕		
ý	毎	蕃	六	度	四	武	庁	公	憲	止
	官	商		海	月	官	宜 (3) 令	行	章	末
			月、	舶	令	僚	諸	道	平、荷	
	員、	雜	詔士			•				游
	及	貨、	市	路	金	敢	路	中、	徇	比
	徑	及	, ***	上同	部	遣	轉	摩 1)	貨	來
j	過	違	司		員	親	運	虞	財、	食
1	使	禁	監		外	信	司、	薏	潜	禄
	臣、	物	官		郎	於	指	苡(2)	通	之
-	多	色、	及		王	化	揮	之	交	家、
Ē	請	如	知		澣	外	部	謗、	易、	不
Ī	託	違	州		與	販	內	永	闌	許
ī	市	當	通		内	强	州	言	出	與
f	舶	重	判		侍	者、	縣、	貪	徼	民
,	官、	置	等		楊	所	專	冐、	外	爭
ļ	如(2)	之	今		守	在	切	深	私	利
1	專	法、(1)	後		斌	以姓	糾	蠹	市	如
Ī	語	(1)	不		徃		察	彜	掌	官
3	蕃	先	得		兩	名聞	內	倫、	握	吏
-	長、	是	收		浙		外	自	之	罔
Ī	折	南	買		相 -	上同	文	今	珍、	顧
_	-4-									

	(	1 3 )				( 1	2)		
置	度	真	矣、	貨	魚	經	九	詔	買
市	杭	宗	從	既	乾	販、	月	上同	香
舶	明	咸	之、	豊	爲	可	王		藥
司、	州	平	上同	收	貨、	令	澣		多
仍	市	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$		税	其	禁	等		虧(3)
取	舟白	年		復	大	之、	使		價
蕃	司、	九		數	商	澣	還、		直、
官	乞	月、		倍、	自	等	帝		至
穏	只	兩		若	蘇	言、	諭		是
便	就	浙		設	杭	取	以		左
上同	杭	轉		法	取	私	言		正
	州	運		禁	海	路	事		言
	_	使		小	路	販	者		馮
	婸(1)	副		商	順	海	稱		極 4)
	抽	王.		則(1)	風	者、	海		奏
	解	渭		大	至	不	商		其
	詔	言、		商	淮	過	多		事、
	杭	奉		亦	楚	小	由		故
	州	勅		不	間、	商	私		有
	各	相		行	物	以	路		是

(16) (15) (14)今 博 買 天 使 舶 九 禁 蕃 大 奏 却 司 科 商 中 買 到 年 亷 作 到 諸 使 也、 齎 祥 九 元 時 雜(2)年 幹 月 進 眞 臣 緰 符 奉 珠 六 者 +三  $\stackrel{-}{\longrightarrow}$ 物 自 石 等、 充 司 色、 月、 今 八 名 至 年 選 目、 定 目、 合 乞  $\equiv$ 後 者、 八 直 從 經 免 司 望 太 官 月 直 之 斤 言 常 來 明 縁 委 爲 九 上同 錢 大 上 州 路 三 少 收 目、  $\stackrel{-}{-}$ 市、 京 食 卿 商 司 詔 市 百 其 李 斤 舶 稅 或 使 杭 詔 副(1)應 給 縁 司 今 蕃 廣 特 錢 路 看 判 機 明 客 抽 増 州 (1) 商 解 官 言 五. 詳 麻 其 百 稅 外 思 或 廣 市 麻 數 (2) 舶 不 州 赴 思 利 本 令 闕 利 等 路 勾 以 司 放 進 等 轉 當 初 自 口 賣 將 收 市 今 免 運 立.

輸殆轉之譌 (18) (17) (19) 仁 舶 3) 通 候 不 院 兀 令 三 詔 宗 依 判 得 特 年 鈐 年 虧 差 所 天 於 替 縁 轄 蠲 遞 六 +聖 請 監 其 京 依 年 兼 月 月 閱 半  $\equiv$ 施 右 供 朝 押 課 市 行 望 上同 年 官 額 舶 備 香 諫 上同 止 八 中 特 議 庫 藥 公 於 月 事 大 使 選 與 綱 都 審 累 使 改 望 夫 侍 監 刑 官 自 李 其 有 臣 押 御音(1) 優 今 應 院 人 例 名同 輸<sup>(2)</sup> 大 奏 遷 加 中 機 理 舉 轉 書 言 言 任 ᆰ 廣 寺 者、 親 使 廣 選 其 州 具 差 州 言 民 其 事 市 監 名 任 市 候 通 從 使 ( 2 ) 詔 得 舶 察 取 舶 判 御 旨 使 替 保(1) 庫 上同 審 門 史 其 廣 臣 日 朱 亦 官 舊 市 州 如

**菆**(3) 殆敢之譌 (20) 下 所 本 看 周 几 條 等 郡 諫 即 進 州 良 年 貫 致 縣 詳 上 却 意 史 +下 公 官 奉 即 貳 給 度 狀 本 吏、(1) 物 無 月 人 福 付、 諭 本 奉 明 州 色 百 多 州 曉 從 令 (2) 州 姓 如 周 處(1)本 遞 示 之 肯 良 章 府 言 接 人 年 令 上同 史、 市 將 (3) 留 表 都 便 常 廻 未` 下 縁 督 舶 愽 有 錢 從 即 無 司 物 舶 買、 之 約 本 發 牒 命 金 船 却 上同 度 遣 將 日 三 或 違 銀 價 表 土 本 禁 博 兩 上 隻、 例 章 京 或 產 寶 買 廻 難 欲 貨 到 物 太 眞 幸 令 色 鍾 荅 以 不 珠 如` 申 門 進 府 少 明 犀 奉 進 乞 象 不 奏 州 海 肯 朝 本 奉 申 香 只  $\Box$ 留 廷 作 府 使 藥 其 明 — 6 —

(24	)			(	2 3 )	(	2 2 )	(	2 1 )
景	副	滿	者、	走	八	轉	六	兩	五.
祐	保	三	具	馬	年	運	年	綱、	年
五.	奏、	年、	脚	承	六	司、	七	旋	九
年	當	委	色	受	月	招	月	具	月
九	與	賓(3)	姓	使	詔	誘	+	奉	自
月	酬	廉	名	臣	廣	安	六	聞(1	<sup>)</sup> 今
七	獎	愼	供	例、	州	存	目、	乞	遇
目、	上同	別	申	選	近	之、	詔	差	有
太		無	樞	取	年	上同	廣	使	舶
常		公	密	三	蕃		州		船
少		私	院	人	船		近	臣	到
卿		過	其	各	穻		年		廣
直		犯	差	曾	至(	1)	蕃	押	州
昭		仍	出	有	自		船	上同	博
文		令	使	擧	今		罕		買
館		本	臣	主	三		至、		香
任		路	如	三	班		令		藥、
中		轉	在	人	院、		本		及
師		運	任	已	依		州		得
言、		使	終(2)	, 上	揀		與		_
,									— 6 —

(25)

— 7 —

		(	25)						
人	西	抽	神	兼	申	通	乞	是	臣
勿	路	買	宗	市	狀(5)	判	自	管	在
差、	得	到	熈	舟白	韶、	亦	今	勾	廣
於至	替	乳	常	使、	知	充	少	市	州
上元	官	香	四	餘	州	市	卿	舟白	奉
京 符	徃	雜	年	不	徐	舶	監	司、	敕
送三	廣	藥	五.	行	起	判	以	名	管
納年	州	依	月	上同	兼	官	上	銜(1)	勾
字六	交	條	+		市	或	知	並(2)	市
下月	管	計	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$		舶	主	廣	同、	舶
添十	押、	綱、	目、		使、	轄	州、	勘	可
入一	上	申	詔		今	市	並	會	使
如 日	京	轉	應		後	舶	兼	所	臣
逐 廣	送	運	廣		少	<u></u>	市	使	三
路 東	納	司	州		卿	事	舟白	即、	人
無轉	事	召	市		監	管	使	是	通
官運	故	差	舶		已	勾	入	市	判
願司	銜(1)	廣	司		上	使	銜、	舶	$\vec{-}$
就 奏	替	南	毎		知	臣	內	使	人、
即欲	之	東	年		州	並	外(3)	字、	亦
					`				

諸 発 漳 之 譌(1)

(26)

得 5 ) 物、 徃 客 經 縁 縣 速 七 定不 外 未 即 綱限 年 人 抽 海 令 申 州 州 買 數 路 買 佐 經 封 所 正 貨 申分 到 抽 有 有 堵 躬 在 月 省官 賣 稅 差` 親 抽 買 南 官 乞`員 如 目、 解 剓 蕃 點 司 物 人 差 並 (3) 軍 許 不 押 下 貨 給 海 檢 城 詔 出 物 即 南 除 諸 到 赴 下 引 大 召 貨 隨 舶 押 口 物 不 委 目、 將差 並 貨 係 引 近 知 船 赴 許 裝 如 於 船 禁 州 隨 即 市 遇 押無 人 市 近 到、 舶 物 餘 風 許 告 字、官、 舶 並(2) 稅 委 信 市 司 通 依 從仍 司 取 勾 不 舶 行 訖 通 偷 之、約 便、 請 司( 給 判、 若 公 收 (2) 税 無 據(3)抽 飄 公 勘 付 或 法 憑 騐 照 騐(4)買 外 職 至 上同 引 諸 其 施 認 逐 證 官

泉

福

如

已

係

禁

與

本

州

界

行

諸

目

許

及

買

(29) (28) (27)施 條 與 解 師 九 上同 +當 七 行 約、 師 欲 孟 年 公 九 月 上同 正 (1) 事 詔 令 乞 +孟 目、 呂 恐 同 師 罷 月 詔 八  $\stackrel{-}{\longrightarrow}$ 邈、 逐 共 杭 廣 目、 孟 (1) 州 日 州 詳 赴 州 詔 中` 以 有 議 明 市 廣 擅 未 廣 ᆰ 州 書 舶 南 入 盡 明 同 市 門 司 東 依 市 未 州 下 路 共 舶 舶 司( 舊 提 便 市 言 詳 司( 事 給 存 擧 舶 議 只 拘 件 利 司 利 就 事 留、 攔 令 更 害 害 廣 中 勀 蕃 更 先 以 州 集 不 廣 商 併 州 次 聞 賢 取 市 物 索 刪 舶 殿 歸 市 故 重 立 司 修 市 易 也 易 處<sub>(2)</sub>撰 赘 詳 抽 言 上同 定 解 今` 抽 程 猤 勾

(31) (30) 段 於 主 逈 其 官 運 定 五. 元 臣(2) 冐 之 言 年 廣 王. 乞 豐 使 禁 昨 女 南 +南 子 陳 專 月 東 毎 奉 唐 蕃 倩、 委 年 京、 路 逈 字 +兩 官 召 **差** 3) 綱 八 書、 安 賈 委 首 七 直 浙 推 月 撫 孺 胡、 推 寄 持 目 行、 以 使 示 行 臣 廣 兼 詔 +轉 更 以 市 熟 佛(1)東 提 運 廣 七 不 條 舶 轉 擧 東 龍 齊 副 日 帶 約、 推 以 中 法 脳 詹 運 使 市 行、 曉 臣 畢 副 周 轉 書 舶 倩 • 之 使 以 百 或 直 運(1)言 使、 廣 以 海  $\stackrel{-}{=}$ 主 兼 子 孺 使 及 來 舶 +提 福 孫 州 京・ 遠 主 兼 市 七 擧 建 逈 法 之 敝 兩 管 覺 廣 舶 市 以 布 或 察 轉 條 意 商 舶 西 今 已 旅 +事 司 拘 運 以 幸 輕 三 攔 轉 修 判 或 孫 **—**8 **—** 

(33) (32) 六 請 便 之 +刑 司 穀 通 直 於  $\vec{-}$ 年 引 牛 異 欲 地 入 戮 詔 月 域 板 +酒 乞 與 官 不 之 橋 孫 廣 瓊 委 加 黃 逈 情、 +鎭 月 島 本 魚 西 而 相 來 置 +相 庫 及 沿 \_ 來 度 海 抽 七 對、 日 買 者 非 海 於 外 綵 解 日 市 今 廣 相 市 之 密 帛 骛、 舶 帶 令 西 繼 舶 貨 物 籠 州 司 倒 1) 轉 前 州 法 從 等、 賈 范 抽 縣 下 運 件 有 之 人 鍔 解 如 廣 副 侯 書 無 上同 冬 專 之 使 营、 州 土 物 妨 利 欲 物 人 請 吳 舶 等、 礙 之 於 並 客 引、 潜 口 臣 上同 權 本 更 約 報 不 人 言 歸 州 謝 不 以 五. 雷 敢 下 千 之 置 化 受、 船 公 市 廣 載 里 發 所 乞 上 舶 州 米 不 船 貴 估

費 路 之 賞 之 角 而 毎 藥 其 役、 息、 難 來 郡 給 遇 象 雜 利 集 物 上 縣 兀 之 大 又 牙 有 也、 禮 之 供 稅 費 無 乳 與 六、 叨 必 額 商 三 內 舟 香 免 使 庶 數 增 也 可 行 路 商 旅 及 可 倍 樂 稅 賈 倍 有 以 侵 諸 必 於 於 餘 助 盗 寶 必 入 五. 行 也 負 貨 有 粟 明 則 京 傾 丽 廣 海 販 以 師 覆 毎 奔 塞 徃 時 外 下、 無 六 道 之 歲 走 既 獘 應 以 疑 也 來 變 上 可 况 有 通 不 易、 以 供 募 佐 者 本 則 絕 助 也 者 邊 是 不 則 抽 既 費 州 諸 京 六 數 於 及 利 蕃 京 月 解 也 東 無 几 寶 坐 道 本 而 東 河 香 凡 縣 貨 州 官 河 有 北 藥 塗 抽 常 無 源 北 數 雜 勞 買 請 倍 費 横 數 稱 路 犀 平 源 物 香

(34)

`	/								
哲	而	遠、	成	厚	榷	欲	其	轉	庫
宗	板			又	易	稍	取	運	錢
元	橋	萊	法、	言、	骛	出	予	使	不
祐	又	東	非	鍔	差	錢	輕	吳	下
$\vec{-}$	非	北	浙	所	官	帛、	重	居	數
年	商	密	廣	請	吏	議	之	厚	+
+	賈	邇	江	置	牙	其	權、	悉	萬
月	輻	遼	淮	抽	保	取	較	意	緡、
六	湊	人、	數	解(4	法	舍	然	斟	乞
目、		雖	路			之		酌	借
詔	地、	並	公	-	自			-	, 為
泉		透	私	此	七	考			官
州		漏	之	則	年	其	今	以	本
	可	法、	便、	牽	三	贏	無	鄖 3	) 限
置		勢	海	制	月	縮	不	`	五.
市		自	道	明	推	之	可	其	年
舶	上同	不	至	廣	行、	歸、	推	後	撥
上同		可	南	二				居	還
		抅	蕃	州	而	上	之	厚	詔
		欄、	極	已	居	置	理、	言、	都
		`					`	`	

-10-

(36) (35)

賞、 界 而 徃 納 州 仍 蕃 五. 三 未 其 者、 高 市 置 召 商(1)年 年 行 餘 加 麗 舶 簿 本 興 +月 者、 在 新 司 給 土(4)販 + 徒 船 等 羅 即) 物 並 月 公 八 具 人 配 登 不 擄 力 日、 人(2)十 年 雖 萊 請 聽 戶 密 鄰 非 千 州 公 行 三 舶(3)九 州 州 船 里 界 擄 口 物 日、 人 板 者、 編 物 並 丽 委 貨 刑 目 橋 管 主 擅 保 名 部 許 徒 許 (<sub>5)</sub>乗 置 賞 並 言 於 州 數 人 市 告 商 减 杖 年 舶 合 為 所 舶 自 賈 擅 八 捕 發 騐 詣 五. 司 許 行 +給 海 舶 實 去 百 上同 之 即 由 舶 里 道 州 牒 處 半、 不 編 住 申 海 入 送 物 界 保 請 半 管 舶 願 所 道 徃 徃 人 價 河 公 發 在

公

擄

充

北

及

擄

舶

並

來、

州

(39) (38) (37)  $\equiv$ 不 勘 州 舊 徽 屬 州 元 减 得 年1)復 召 界 符 犯 或 宗 驗 保 夾 能(2) 五. 置 崇 若 人 東 宵<sub>(1)</sub>認  $\equiv$ 實、 所 帶 京 月 損 年 等、 禁 給 有 元 還 販 敗 五. 監 從 及 易 +年 月 物 與 及 之 官 立 及 公 物 八 七 舶 + 防 上同 專 日、 月 姦 憑、 貨 主 庫 守 +目、 細 前 者、 不 詔 手 盗 之 路 仰 應 在、 戶 縱 分 蕃 日 官 人 照 經 部 等、 許(3) 其 為 會、 詔 提 或 意、 依 胃(4) 極(2)蕃 餘 杭 經 擧 及 斷 逐 州 應 過 救 舶 市 土 婸 罪 明 有 舶 生 為 官 録 舊 法、 蕃 州 物 關 司 司 風 額 從 防 客 市 常 陳 貨、 飄 上同 之 願 約 切 狀 舶 許 着(1) 上同 司 束 覺 本 徃 其 彸 事 他 海 察 司 依 親 -11-

(41) (40) 得 諸 五. 行 几 故 來 州 擧 件 年1)過 或 出 年 有 大 市 市 令  $\equiv$  $\stackrel{-}{\rightharpoonup}$ 賣 是 博 五. 食 舶 舶 本 分(3) 並(1) 月 詔 易 月 麰 路 諸 司 將 上同 或 抽 言 市 口 几 從 在 +解、 自 舶 元 日、 蕃 廣 豐 市 詔 日 客、 與(4) 來 司 南  $\equiv$ 廣 詔 乞 民 海 相 提 年 州 直 毎 徃 間 外 度 擧 舊 市 價 年 諸 交 諸 申 市 條 舶 例 州 易 或 蕃 尚 舶 只 依 蕃 司、 聽 書 船 及 可 得 舊 市 到 東 客 其 省、 請 (3) 易 將 却 來 岸、 京 徃 也 發 應 赴 法 買 還 寶 先 上同 廣 舶 賣、 貨 通 買 許 是 州 徃 融 到 未 其 渡 廣 抽 收 來 物 有 居 海 南 解(2)南 條 息 貨 止 赴 路 後 蕃 不 合 約、 今 廣 提 -11-

(45)	(	(44)	(	[43)		(42)			往 殆 住 之 譌 (3)
三	市	政	平	三	復	大	與	縁	來
年	舟白( 1	)和	官、	年	置	觀	後	此	續
七	`	$\vec{-}$	兼	七	提	元	來	大	降
月	從	年	專	月	擧	年	續	生	沿
+	福	五.	切	$\vec{-}$	官 ) 上同	三	降	奸	革
$\equiv$	建	月	提	目	上同	月	衝	獘	不
目、	路	$\vec{-}$	舉、	詔		+	改	虧	同、
兩	提	+	通	罷		七	參	損	今
浙	點	四	判	兩		目、	詳、	課	則
提	刑	月	管	浙		詔	從	額	許
舉	獄	詔	勾	路		廣	長	可	於
市	邵	兩	上同	提		南	立	將	非
舟白	濤	浙		舉		福	法、	元	元
司	請	福		市		建	遵	豐	發
奏	也	建		舟白		兩	守	三	舟白
至	上同	路、		官		浙	施	年	州
道		依		令		市	行	八	徃
元		舊		提		舶、	上同	月	舟白
年		復		舉		依		舊	抽
六		置		常		舊		條	買
—12—								`	

(47) (46) 並 興 五. 几 戶 世 犯 其 使 月 足 復 年 絕 其 年 人 知 臣 并 法 亦 市 七 財 通 等 +五. 月(1) 仍 決 立(2) 舶 月 諸 今 六 產、 配 定 已 八 入 依 +色 後 日 市 縁 目 八 犒 於 海 官 並(3) 敕 禮 舶 止 設 泉 行 日 員 不 應 可 係 部 饋 州 無 詔 並 得 知 拘 廣 奏 合 諸 送 置 市 收 州 管 南 則 來 福 承 或 舶 買 通 上同 建 例、 遠 分 蕃 司 蕃 判 路 官、 客、 及 路 商 驛 人 諸 指  $\mathbb{E}$ 提 到 並(4) 香 與 及 色 揮、 中 置 除 應 舉 不 藥 官 詔 禁 員(1) 使 用 市 經 或 名 申 臣 使 物、 並(2) 家 舶 遺 居 明 事 ᆰ 囑 臣 如 市 住 行 者 決 員 什 狀  $\mathbb{E}$ 有 舶 下 監 並(1)經 配、 昨 收 司 物 上同 市 等 自 依 五. 所 買 官 -12-

等、 寺 有 餘 或 奉 到 寶 付 舶 狀 未 應 馬 使 有 來 貨 劉 剓 稱 盡 干 至 副 合 合 前 著 門 契 知 用 等 兼 事 約 預 判 來 勘 件 束 通 官 先 迎 投 收 充 取 福 事 或 措 進 執 首 接 接 建 監 外 自 件 領 置 犒 前 引 路 朝 並 司 所 設 今 幹 申 去 旨 市 乞 客 至 津 照 羅 當 明 州 舶 本 依 位 事 遣 對 斛 來 司 部 蕃 軍 件、 差 慕 候 占 遠 依 尋 蠻 乞 今 城 驛、 相 破 化 措 崇 下 入 見 用 當 貢 或 及 寗 度、 貢 罷 妓 直 奉 說 本 鴻 臚 修 赴 樂 欲 人 諸 諭 司 年 寺 例 客 迎 乞 從 蕃 招(4)已(3) 送、 諸 出 位 與 納 勘 施 或 會、 上 月 行 許 蕃 押 人 許 給 擄 如 馬 乗 或 使 5) 令 六 伴 公 其 本 更 轎 貢 等 將 擄 日 官 -13-

(48) (49) 江 七 以八 依 依 入 舶 赴 朝 亚 年 招(2)月 條 條 貢 司 闕 旨 誘 江 七 +比 比 何 自 係 招 抽 三 奏 月 府 奏 或 合 是 納 施 如 +買 目 及 為 依 廣 到 寶 詔 行、 申 有 八 州 占 比 政 奏、 貨 提 詔 明 蕃 日 和 解 城 増 舉 從 商 提 合 本 令 發 羅 之 羨 福 舉 用 解 (6) 願 部 詢 外 也 建 上同 將 兩 迎 勘 問 有 路 上同 會、 舶 浙 接 國 其 羅 市 貨 路 等 今 前 或 斛 舶 事、 投 市 來 來 遠 或 施 官 舶 今 本 近 進 自 述 奉、 入 張 欲 司 大 來 與 官(1)苑 下 不 内 小 並 轉 奏、 即 本 未 強 曽 占 司 令 欲 曾 弱 入 城 官、 (1) 勘 勘 税 乞 先 與 貢 務 會 累 鎭 會  $\Box$ 市

-13-

-										
(5.1.)		去殆乞之譌	1 )				(5.0)			
(51)							(50)	)		
+	本	亭	江	續	官	聖	宣	堪	監	
$\vec{=}$	司	縣	浦	承	_	目	和	上	官	
月	奏	係	通	朝	員	於	元	供	依	
+	辟、	繁	快、	旦	後	秀	年	物	市	
兀	從	難	蕃	罷	來	州	八	貨	舶	
日	之	去	商	去	因	華	月	昴	法	
詔	上同	處	舟白	正	青	亭	四	提	愽	
福		欲	船	官	龍	縣	日	刑	買、	
建		去	輻	令`	江	興	又`	司、	内	
提		依	湊	本	浦	置	奏	選	上	
舉		舊	住	縣	堙	市	政	官	供	
市		置	泊	官	塞	舟白	和	估	之	
舟白		監	雖	兼	少	骛、	三	賣、	物、	
蔡		官	是	監、	有	抽	年	從	依	
栢、		_	知	今	蕃	解	七	之	條	
職		員	縣	因	商	愽	月	上同	附	
事		管	兼	開	舟白	買、	$\stackrel{-}{=}$		綱	
修		幹、	監、	修	船	專	+		起	
舉、、		乞	其	青	前	置	四		發、	
可		從	華	龍	來	監	目		不	
—14—										

(55) (54) (53) (52) 上同 三 髙 仍 五. 七 起 几 錢 特 宗 毎 百 年 發 年 已 年 轉 月、 得 建 道  $\equiv$ +五. 就 具 指 官 炎 月 月 兩 本 揮 勾 元 愽 浙 +婸 月 九 買 上同 當 年 日 路 八 出 並(1) 公 六 三 + 目、 賣 詔 抽 事 月 百 詔 尚(1)應 六 解 趙 +道 給 敢 諸 目、 到 寘 三 付 降 違 蕃 詔 轉 數 戾、 日 逐 空 或 諸 詔 目、 路 名 市 進 路 申 官 市 市 度 奉 市 舶 尚 令 舶 舶 牒 司 物 舶 書 再 司 司 廣 官 依 本 省 任 多 充 吏(2)元 錢 南 上同 上同 並. 以 折 福 以 豐 無 博 建 自 法 依 用 更 本 路 盗 茶 墭 之 錢 各 不 論 -14-

(57) (56) 張 +罪 猫 物、 類 本 抽 +司 毎 大 州 解 月 將 兀 令 兒 枉 分(2)二 見 提 數 打 月 眼 費 在 刑 綱 套 粗 +或 目 詔 睛 錢 司、 五. 其 細(3) 三(1) 兩 之 用 出 穀 按  $\vec{-}$ 日 類 千(5) 獘 浙 取 賣 器 舉 福 博 兩 非 自 色 承 悦 建(1)聞  $\blacksquare$ 其 大 般 議 買 權 等 奏 提 前 餘 舊 觀 運 郎 近 拘 上同 舉 如 係 以 入 李 來 自 收、 來 京 則 市 今 犀 及 細 具 舶 牙 乃 其 言、 有 有 色 數 紫 置 餘 閩 司、 虧 以 綱 申 礦 麄(4) 併 只 庫 廣 蕃 篤 尚 乳 是 收 重 市 歸 商 耨 書 香 轉 者 眞 受 難 舶 香 省 皆 檀 珠 骛 起 舊 運 指 上同 法 香 龍 廣 發 司、 重 環 之 置 脳 帑 之 令 瑪 寘

類

-15-

之

藏

物

場

逐

其

脳

(58)

		(30)							
故	市	$\equiv$	支	色	色、	多	礦	押、	盡
復	舟白	年	請、	客			之	支	是 6)
置	司(2)	五.	詔	人、	令	官	類	脚	麄(7)
之		月	依	就		中	뱜	乘	色
上同	尚	二	舊	行	州	脚、	變	贍	綱
	書	+	依	在	依	乘	作	家	毎
	省	四	所	中、	時	贍	細	錢、	綱
	言	日	乞	納	價	家	色		_
	併	詔	上同	見	打	錢	則	計	萬
	廢	依		錢	套	三	是	_	斤
	以	舊		齎	出	千	舊	百	凡
	來	復		執	賣	餘	日	餘	起
	土	置		兊	盡	貫、	<del>_</del>	貫、	_
	人	兩		便	作			大	綱、
	不	浙		關	見	將	分	觀	差
	便	福		子、	錢	前	爲	以(8	) 衙
	虧	建		前	椿	項	之	後、	前
	失	路(1	)	來	管、	抽	+	犀	_
	數	提		本			$\equiv$	牙	名
	多、	舉		州	諸	麄(9	綱(	紫	管

八五

		(	61)				(60)		(59)
建(2	細	遇	七	修	廢	舊	+	貫、	
市	色	海	月	葺、	罷	在	八	付	
舟白	物	商	八	安	見	杭	目、	兩	+
司	貨	住	目、	着	今	州		浙	目 <sub>、</sub>
准、	並	舟白	詔	_	空	已	浙	路、	詔
此	遵	依	兩	行	閑	經	路	專	給
上同	舊	舊	浙	官	欲	燒	提	充	度
	制	例	路	吏、	乞	毀	舉	市	牒
	專	支	市	詔	踏	伏	市	舶	師
	綱	送	舶	依、	逐	見	舟白	本	號
	起	酒	司、	仍		杭	吳	錢	二
	發	食、	巳( 1		位	州	說	上同	+ (1)
	罷	罷	降	得	子	神	劄		萬
	歩	毎	指	過	量	霄	子、		貫
	擔	年	揮、	四	以	宮	契		付、
	雇	燕	减	+	本	依	勘		福
	人、	犒、	省	間	司	昨	本		建
	廣	其	兀	上同	頭	降	司		路、
	南	上	費、		子	朝	廨		+
	福	供	毎		錢	旦	字(1	)	萬
—16—							`		

(63) (62) 麗 几 不 欲 迪 禀 蒙 九 書 +年 許 望 狀 之 朝 月 違 蘇 月 (1) 軾 [[1]] 違 特 稱 都 内 者 +廷 戾 降 月 今 省 創 徒 奏 七 從 後 蒙 立. 乞 日 婸 之、 +年 分 不 劄 依 施 許 司 上同 六 下 得 付 行 海 没 祖 農 日 諸 擅 臣 舶 入 卿 臣 宗 尚 路 載 戒 近 附 財 編 黄 書 轉 諭 具 帶 貨 敕 鍔 如 省 海、 奏、 違 外 充 杭 運 臣 营、 賞、 臣 市 徒  $\mathbb{E}$ 舶 夷 明 廣 州 舶 取 擅 入 並 聞 南 年、 責 載 貢 乞 並(2) 司 元 不` 路 等 財 舶 外 及 刪 祐 提 處 商 許 間 物 戶 或 除 依 故 舉 没 陳 入 販 元 發 豐 市 應 官 志 貢 船 禮 舶 遵 之 蔡 條 條 八 徃 部 罪 守 並 年 髙 尚 司 周 約 -16-

符、 亭 具 +司 六 檢 奏3)支 貫 縣 經 仰 月 官 月 察 無 寶 檢 杜 市 久 從 +剗 贓 貨 准 兀 刷 +絕 錢 舶 可 長 私 敕 骛、 相 日 如  $\vec{\underline{\phantom{a}}}$ 侵 罪 物 節 行 違 盗 目 却 事 度 提 文 文 浩 以 之 將 舉 詔 廣 乞 狀 武 瀚 獘、 徒 諸 令 保 秀 官 全 南 兩  $\stackrel{-}{-}$ 從 充 路 通 明 州 浙 藉 市 年 之 市 惠 申 華 路 廣 監 舶 科 上同 舶 州 鎭 亭 市 門 請 司 罪 司 税 施 縣 舶 狀 市 官 上同 麰 行 市 劉 錢 檢 廣 舶 物、 監 今 舶 無 庫 察、 州 今 官 相 骛 極 監 欲 市 門 舶(2) 招 度 移 言 後 乞

並

不

許

諸

庻

幾

得

人

許

從

本

司

庫

逐

日

收

(64)

(65)

激

舶

船

到

-17-

欲

且

存

華

就

通

惠

鎭

近

准

戶

部

(66)

數 文 係 大 言 紹 鎭 之 秤 岸、 目 九 五. 犀 言 興 置 勞 即 <u>\frac{1}{2}</u>, 稍 +六 三 契 徃 名 依 元 + 詔 多 兀 +勘 年 來 前 市 依 行 五. 大 +通 去 舶 陌 斤 上同 約 食 在 以 株 快 主 法 在 月 管、 就 難 用 上 人 物 以 本 依 廣 使 貨 候 本 鎮(1) 變 錢 市 州 蒲 +興、 將 轉 Ŧi. 舶 市 亞 六 盛 來 抽 即 萬 條 即 解 舶 里 目、 見 得 乞 餘 例 庫 将 毎 所 提 指 貫 毎 收 舉 華 進 通 月 揮、 管、 文 斤 惠 大 廣 亭 於 起 省 传(2) 縁 象 南 市 鎭 市 發 錢 欲 前 牙 路 商 舶 舶  $\stackrel{-}{-}$ 骛、 望 件 市 猤 賈 輪 半、 詳 貫 象 舶 移 免 百 令 酌 六 牙、 九 張 般 就 差 本 如 百 各 書 本 剝 專 株

-17-

(68) (67)  $\equiv$ 係 有 用 舉  $\stackrel{-}{\rightharpoonup}$ 用 三(5)蒲 司 月 近 抽 過 市 年 餘 + 亞 委 便、 依 解 錢 舶 正 五. 里 官 仍 上同 司 月 株 秤 日 買 數 本 責 錢 估 詔 賣 及 配(1) 起 限 中 +兩 到 賣 發 詔 將 口 浙 息 過 年 六 赴 令 \_ 報、 提 錢 物 分 日 行 張 半 先 舉 並 色 起 詔 在、 書 就 次 市 依 若 發 令 準(6)言、 便 措 舶 此 干 上 戶 備 揀 撘 置 移 開 供2) 等、 部 解 選 息 上同 就 具 自 物 取 笏 大 出 秀 申 權 會 造 象 數 賣 帶、 州 尚 住 並 兩 牙 取 書、 起 抽 宣 華 浙 錢 \_ 省 發 解 3) 等 賜 添 亭 百 株 用(3) 縣 内 後 博 三 臣 置 買 兩 來 路 僚 並(4)給 浙 所 皂<sub>4</sub>)提 使 犀 還 司 -18-

(70) (69) 工 發 廣 六 給 撥 劉(1) 几 官 等 舶 州 月 百 降 過 子 月 屬 道 供 人、 月 自 廣 本 近 撥 給 各 +年 +分 祖 南 司 令 令 支 還 東 見 以 六 宗 本 秀 與 破 日 路 日 以 錢 來、 州 司、 空 不 坐 官 來 廣 五. 戶 充 應 興、 無 錢 名 南 萬 蒙 部 愽 副、 不 管(1)置 東 度 貫 朝 言 買 上同 得 設 市 路 牒 文、 廷 擄 本 其 津 見 提 舶、 經 給 錢 懽 畧 遣 收 百 今 降 舉 支 其 課 安 道 委 廣 心 本 用 紫 非 蕃 入 撫 寔(2) 錢 南 上同 提 衣 闕 特 漢 倍 而 路 舉 乏、 轉 營 綱 於 兩 市 辨 首 他 市 詔 舶 字 運 課 作 路 舶 師 令 司 張 利、 頭 禮 書 毎 司 號 又 盖 稍 年 各 部 言 言 取

擄

?

(71)

提

-19-

訪

年

聞 几 七 故 數 餘 兩 不 進 欲 市 月 月 事 目 貫 浙 多、 貢 招 欲 舶 例 委 市 所 之 徠 +六 乞 悦 (2) 外 只 日 蒙 是 舶 或 依 是 福 指 者 併 夷 枉 吳 日 衆、 舊 費、 泉 德 建 説 以 揮 至 犒 縁 州 音 路 寢 劄 今 量 致 設、 準 (3) 勘 安 罷 吳 增 柔 子 從 婸 竊 會 撫 說 毎 遠 建 添 之 舊(2) 本 轉 慮 即 年 炎 幾 之 上同 運 無 意、 來 路 不 宴 數 係 犒 地 提 亦 舊 以 曽 年 守 舉 招 諸 狹 取 七 不 來 臣 民 司 激 會 州 月 或 滿 (6) 遠 勅(4)二 兼 貧 奏 本 所 遇 領、 官 費、 準(1) 路 偹·(5)百 發 人 有 設 不 坐 今(3) 吏 紹 餘 船 既 衆 猥 興 違 蕃 下 前 貫 費 有 衆、 袓 所 三 提 多

宗

費

千

舉

用

及

(72)

順 舉、 赴 八 路 項 是 廢 上 元 行 月 提 月 即 無 本 罷 所 設 刑 在 六 分、 無 漏 路 條 得 屬 左 目 司 並 轉 販 落、 具 無 置 藏 詔 兼 各 吏 蕃(4) 兼 運 聞 幾 奏、 領 端 及 庫 市 毎 仰 費 或 上同 送 舶 閑 海 歲 提 逐 本 耗 納 司 委 南 自 刑 ᆰ 路 禄 廩、 舊 廢 是 八 司 今 帥 口 可(5)船 管 罷 月 官 相 臣 其 人 其 監 以 以 兼 度 利 到 司、 吏、 後 本 岸 到 之 廢 領 以 其 所 司 還 至 比 未 同 入 銀 逐 提 六 置 置 共 入 舉 徒 仕 器 司 月 官 提 相 年 詔 舉 錢 司 以 後 度 濟 月 物、 依、 所 姦 官 前、 官 可 吏、 私、 日 並 仍 風 收  $\mathbb{E}$ 與 先 於 令 委 信 課 前 丽 不 後 起 上 不 本 額 只 可 公

-19-

錢? (74) (75) (73) 徃  $\exists$  $\equiv$ 舉 兼 九 官尋 +支 來 前 年 市 月 領 月 不 詔 窠 分 前  $\stackrel{-}{\longrightarrow}$ 罷市 舶 中 抽 酌 六 名 几 (2)舶 降 解 司 +存 中 月 日 毎 置、 令 同司 轉 年 兀 詔 五. 月 留 ᆰ 提 上屬 目、 支 福 買、 分 目、 將 刑 分(1) 建 詔 及 起 戶 數 今 ᆰ 發 部 提 舊 依 官 \_ 來 兼 舉 市 面 上 言 元 吏 兼 領 昨 賣 京 茶 舶 窠 請 管 指 過 承 事 司 名 物 給 揮、 市 朝 司 職 物 數 舊 椿 舶 更 數 若 旨 權 事 收 費、 司 不 所 取 移 令 訖 令 干 職 施 用 等、 會 住 福 具 提 行 努 本 泉 建 數 兩 刑 狀 繋

上同

提

舉

茶

事

申

尚

書

省

司

取

見

元

州、

就

舊

提

柄(;) 權

收

到

息

-20-

浙

市

舶

司

住(1)

起

發

銜

上同

九四

數、 數 年 建 寔(5)安 應 久 錢 月, 路 無 府 於 並 炎 口 可 (7) 全 開 抽 几 以 明 報 行 何 依 年、 具 解 年 前 温 去 利 婸 此 後 害 椿 開 共 如(8) 愽 文 州 紹 後 今 管、 具 抽 買 興 字 秀 申 解 到 供 州 擄 候 供 元 尚 攢、 華 比 申、 本 物 年 書 兩 +貨、 本 亭 省 照 仍(3) 路 浙 萬 諸 比 提 本 腍 月 司 及 明 九 内 青 考 州 附 今 舉 部 聲 取 依 龍 行 有 說 百 府 起 市 應 近 曾 五. 市 發 紹 舶 下 無 將 + 興 虧 舶 變 日 司 本 如 猤 賣 場 申 損 元 本 리 何 努 侵 支 斤 五. 收 年 路 本 不 零 收 昨 隱 使、 婸 피 會. 到 酌 開 紹 本 申6) 復 契 措 見 因 興 +息 以 兵 勘 具 置 在 火 之 兀 元 錢 年 後 臨 依 經

乞 窠 提 赘 合 深 遷 許 息 兩 令 支 名 恐 尺 刑 所 延 支 錢 其 錢 數 得 管 諸 破 司 月 條  $\stackrel{-}{\longrightarrow}$ 州 錢 干 朝 日 法 間 取 以 (12) 照 字 數 索 多 侵 廷 不 比 通 用、 判、 錢 八 依 并 市 肯 欲 有 許 自 條 因 物 依 再 段(9) 舶 今 支 피 浩 卣 段 追 丽 公 行 後、 理 瀚 等 條 自 陷 口 取 支 遇 撥 法 唯 報、 會 使 本 建 失 又` 名 市 還 指 炎 財 在 若 部 計、 舶 揮 几 提 不 恐 色 尋 入 官 剓 今 舉 逐 年 別 内 不 行 驅 抽 添 以 相 司 作 有 度 違 例 買 助 年 後 檢 擘 考 客 法 愽 細 應 欲 察 畫 各 得、 驅 抅 擅 雖 人 買 支 乞 又 不 磨 轄、 縁 物 錢 使 委 支 見 有 貨 浙 似 具 所 本 將 錢 市 數 須 仍 不 物 西 此 舶 目 到 收 (10) -21(76)

或	並	制	七	同	依	提	本	歲	管
招	多	將	月	監	無	刑	錢	終	依
誘	數	中	_	官	額	司	誊	取	條
博	愽	或	目(1)	抽	上	從	運	會	躬
買	買	有	廣	買、	供	本	利	逐	親
仍	內	力(2)	南	亦	法	司	息	骛	入
令	乳	之	東	乞	施	取	應	開	矜
戶	香	物、	路	今	行、	索	支	具	同
部、	_	如	提	提	若	驅	使	的	監
限	色、	乳	舉	刑	逐	考	錢	皂 <sub>13</sub>	扂
三	客	香	市	司	州	如	物	買	抽
目、	算(3)	藥	舟白	按	通	稍	夾	到	買、
將	尤	物	官、	劾	判	有	細	物	及
市	廣、	· 及	今	施	不	隱	帳	貨	自
舶	所	民	後	行、	依	漏	狀、	名	紹
司	差	間	遵	詔	法	不	保	色	興
抽	官	常	守	依	躬	寔 <sub>(14</sub>	朋	數	三
解	自	使	祖	上同	親	之	申	目	年
慱	當	香	宗		入	數	浙	· 用	爲
買	骵(4)	貨	舊		骛	並、	西	過	始、
		`							-21-

	(78	)				(77)			
應	九	意	乞	赴	付	八	合		舊
副( 2	) 月	從	依	新	以	月	講	以	法
外、	九	之	守	任、	南	$\equiv$	究	尚	参(5)
其	目、	上同	臣	竊	海	+	故	書	酌、
餘	詔		五.	恐	舶	$\vec{=}$	也	省	重
官	廣		事	入	事	日、	上同	言、	別
司、	南		例、	境、	唯	新		提	<u> </u>
今	市		得	는( <sub>1</sub> )	蕃	差		舉	定
後	舶		以	後	商	提		官	殿
並	庫		條	或、	物	舉		徃	最
不(3	) 錢		具	見	貨	廣		徃	賞
得	物		聞	本	之	南		非	罰
取	除		奏、	路	職	路		其	條
撥	朝		庻	民	而	市		人	格、
支	廷		幾	間、	已	舟白		致`	具
使、	指		遠	有	他	姚		蕃	狀
雖	定		民	的	不	焯		商	申
奉	取		或(2)	寔	與	言		稀	尚
持(4	) 撥 、(	1 )	喻	利	焉	蒙		少、	書 省 <sup>(6)</sup>
山口	合	1 /	德	病	今	恩		理	<b>省(0)</b>
-22-				`					

令?

(80) (79) 眞 +亦 色 名 自 外、 本 +轉 珠 計 切(5) 當 蕃 錢 聽 運 欲 玉 置 慮 盡 月 月 司 本 商 乳 起 +依 畫 枉 行 販 + 리 旨 香 發 費 博 舊 執 七 到 用 取 牛 下 脚 買 乳 日 奏 日 坊 撥 其 不 皮 項 乘 香 戶 戶 場 筋(7)名 欲 餘 致 行(5) 部 部 錢 以(6) 言 角 件、 今(6) 物 色 言 應 應 象 欲  $\equiv$ 貨 諸 提 及 勘 副 副、 路 舉 牙 路 若(3)牛 會 令 蕃 從 三 收 姚 犀 市 不 皮 起 之 商 脳 發 舶 權 筋 1) 路 買 焯 上同 故 市 宜(4)骨(2) 市 ( 子 赴 司 也 麝 堪 本 行 將 立. 舶 舶 上同 除 司 ᆰ 在 今 造 香 定 沉 送 來 所 錢 依 博 軍 香 納 立 起 噐 條 易 本 多 上 定 之 物 金 發 抽 物 爲 中 銀 名 窠 解 色

-22-

魚 木 碌 藥 茯 子 中 蓽 珊 次 皮 夾 青 白 犀 等 苓 澄 瑚 箋 上 雜 木 附 鹿 螺 菩 茄 蘇 香 等 黃 香 子 速 犀 薩 安 合 檀 鹿 熟 乾 銅 香 下 香 息 油 香 美<sub>15)</sub>器 赤 香 皮 香 等 鹿 白 烏 魚 頭 Ш 銀 倉. 螺 茸 縮 荳 文 膠 上 芎 朱 1 3 ) 脳 犀 黑 沙(9) 蔻 木 (11) 氷 諎 等 降 牛 海 紅 附 鵬 南 生. 花 子 銀 眞 脳 子 黄 砂 蘇 香 雄 南 上 油 香 膃 朱 脳 茴 蕃 脳(12等 肉 肭 木 黃 脳 砂 熟 香 Ш 蘇 14 泥 藥 蓯 荳 臍 木 速 鳥 木 木 犀 蔻 龍 椒 蓉 香 香 牛 髙 石 扎 中 琥 訶 涎 人 畫 角(18)鍾 州 脳 等 珀 子 香 參 藤(8)丁 黄20)白 乳 蘇 夾 藥 舶 上 牛 龜 硫16)木 雜 犀 等 上 香 香 角 黄 鼊 銀 下 螺 苘 琉 Ш. 皮 沙 勺 風 石 等 香 犀 碣 璃 -23薔 中 蕪 低 黑 絕 下 白 布 魚 黄(25布 薇 荑 下 塌 色 布 海 鰾 水 香 髙 Щ 水 香 缾 海 南 椰 卞 御 麗 茱 · 水 濕 香 南 吉 心 Ŀ 碌 箋 小 萸 黑 濕 簟 白 貝 香 茅 塌 黑 色 香 布 布 布 蕃 · 占 · 蘆 石 香 塌 被 海 木 袋 小 薈・ 解 城 防 黃 香・ 香 單 南 花 速 風 蠟 青 楝 青 冏 下 中 狹 魏 項 香 杏 碁 香 花 簟 • 松 色 ・華 名 生 仁 袋 上 碁 菱 子 盤 熟 牙 撥 件、 五. 榛 布 香 盤 色 · 史 欲 香 苓 子 紬 下 缾 被( 簟. 君 令 夾 脂 夾 生 色 乳 單 蕃 黄 煎 (24) 子 本 煎 速 袋 香 下 顯 · 芸 婸 香 耆 黃 香 香 中 色 布 · 上 · 乳 · 海 蔻 土 熟 斫 缾 色 花 黄 牛 香 面 削 香 缾 香 南21) · 肉 變 熟 揀 塌 海 碁 膝 頭 香 賣 白 南 桂 香 毛 選 香 次 盤

-23-

苓<sub>(28</sub>) 苓 天 等 香 寔<sub>(32</sub>) 蔻 頭 紫 桂 花 冒 白 密 香 烏 秦 藤 香 頭 芷 木 桂 藥 <u>kk</u> 皮 香 指 · 蓬 橘 · 篤 · 柳 香. 檀 心 黄 亞 環・ 草 桂 皮 下 濕 香 大 莪 芹 脳 片 等 香 桂 朮 荳 鱉 纒 子 丁 荳 麄34木 丁 香. 皮 木 蔻 甲 香 香 蘭 香 姜 檀 鱉 2 9 藿 蒔 蔻. 母. 頭 茸 黄 香 香 黑 枝 子 蘿 扶 紅 下 熟 皮 官 烏 白 石 篤 律 等 黑 纒 姜 決 桂 膠 豆 耨 膏 青 香 香 黄 明 草 榆 龜 大 末 桂 麄 椿 潮 相 木 果 <sub>2 7 )</sub>甘 童 風 (33) 片 大 子 • 油 熟 香 脛 思 蘭 没 益 香 香. 頭 三 子 皮 腹 加 麝 下 鷄 賴 蒼 丁 子 智 天 路 · 髙 香 等 骨 子 朮 香 肉 南 香 木 丁 龜 青 破 良 星 火 香 皮 蕃 香 龜 椿 殼 青 2 6 ) 丹 頭 故 姜 • ( 下 桂 檳 同 枝 香 荳. 紙 甲 子

-24-

(82) (81) 信 六 搭 榔 貨 五. 人 原 市 熟 罪 郎 2) 年 香 自 减 舶 年 子 肉 建 + $\stackrel{-}{=}$ 許 司 詔 犀 閨 連 等 依 炎 以 人 及 皮 上同 月 元 福 告 彊 月 上同 土 檳 年 + 賞 八 半 建 買 榔 至 舊 路 客 目、 錢 夏 紹 提 日 旅 詔 常 香 興 舉 詔 市 舶 Ш 連 百 几 蕃 貫 貨 皮 市 舶 甤 年、 舶 提 者 努 大 舶 仁 收 舉 以 監 腹 綱 司 遠 淨 言. 首 違 官、 志 官 麄 (35) 利 景 制 并(1) 暫 熟 茶(1) 知 錢 見 芳 景 通 論 香 香 下 九 招 芳 不 仍 任 頭 舉 海 +誘 特 不 官、 速 劾<sub>、(2)</sub>以 八 販 詭 香 桐 與 皮 萬 補 减 赦 名 下 到 餘 黃 物 承 犯 降 買 -24-

 $\stackrel{-}{\circ}$ 

息殆賞之譌

(83)

 $\vec{-}$ 真 3 ) 降 於 乞 貫 依 路 少 乞` 珠 指 所 市 本 分、 愽 今 +推 犀、 揮、 乞 舶 路、 其 買 後 九 息• 係 外 蕃 愽 施 委 餘 日 司 行、 故(3) 是 是 麄<sub>(1)</sub>其 商 買 更 戸 也 皂(4) 施 仍 切 利 色 抽 販 部 上同 言、 並 寶 行 仰 契 便 解 到 貨 毋: 今 勘 等 將 諸 兩 以 之 致 如 事 +後 細 雜 浙 送 物、 枉 愽 委 五. 色 香 市 合 皂<sub>2</sub>)戶 有 買 分 直 藥、 舶 依 占 物 可 部 抽 錢 除 司 舊 壓 貨 行 勘 解 之 抽 申 分 本 照 不 當、 物、 解 看 數 錢、 應 致 本 依 外 詳 分、 抽 除 前 虧 部 若 法 取 到 象 損 依 泉 解 後 言 +願 外、 牙 節 課 欲 所 分 不 州 息、 其 乳 次 下 乞 抽 以 相 諸 香 已 即 三 即 解 多 度

-25-

(85) (84)琞 幾 節 動 依 市 諸 軍 七 雜 可 以 +軍 舶 稱 事 文 年 香 藥 以 月 州 未 監 州 監 七 百 物 少 萬 三 事 月 有 司 軍 司 貨、 計、  $\Box$ 寬 目 該 謂 監 大 降 載 欲 民 뮻. 上 蕃(2)目 轉 第 指 依 節 三 力 不 詔 運  $\exists$ 揮  $\mathbb{E}$ 爾(2)勝 市 提 提 任 鎭 省 施 勘 舶 舉 點 言 取 知 知 行、 當 之 先 之 坑 刑 縣 州 紹 事 上同 是 於 利 冶 興 獄、 資 差 理 民 詔 寂 鑄 其 序 初 七 施 年 令 朕 厚 錢 提 以 任 行、 三 知 所 若 依 點 上 通 詔 月 廣 以 措 監 坑 人 判 依 州 留 置 冶 檢 資 司 上同 + 茶 鑄 准(3)序 連 意 合 南 宜(1) 塩(6) 於 錢 紹 以 夫(3)此 所 市 茶 興 上 日 條 塩5) 勅、 助、 人 (4) 、 庻 得 舶 勅 1) -25(86)

如 起 名 定 買 八 亞 韵 5 ) 徃 具 件 合 貨 抽 發 到 年 里 利 市 切(4)縁 歸 易、 發 2) 市 七 其 舶 買 或 到、 慮 合 本 舶 月 財 丽 之 色、 徃 利 枉 香 +以 起 大 費 并 藥 六 來 妹 南 劑 發 商 幹 局 脚 内 令 物 目、 嫁 蒲 夫(4) 貨 運 之、 奏 無 乘 尚 本 臣 亞 婸<sub>、(3)</sub>依 僚(1)蕃 亞(6)里 用、 及 至、 有 虧(5)民 紹 言 因. 者、 其 故 廣 \_ 興 留 臨 損 間 亩 既 安 南 不 官 使 變 六 至 項、 諭 廣 市 府 錢 用 轉 年 福 歸 及 上 几 建 州 舶 民 詔 稀 價 之 令 兩 有 間 令 錢 月 司 少 上同 浙 安. (7) 南 使 諸 等 赴 九 全 用 路 名 行 市 武 籍 目 稀 市 色、 在 朝 舶 夫(8)大 蕃 少 舶 若 夫 送 旨、 司( 勸 商 立 物 司 行 納 抽 誘 曽 來 -26---

上之偽

有之偽

-26-

(87) 朱3)天 丁 遵 送 依 貨 物 +內 熟 更 丛 香 納 貨 依 合 廣 黃 木 起 年 不 速 可  $\mathbb{E}$ 除 南 香 末 香 以 降 將 發 +福 起 \*帶 朱(2) 苗 指 建 發 出 自 名 路、 砂 揮 件、 月 本 梗 香 賣 來 人 茯 戶 仍 色、 丁 計 物 條 須 起 色、 香 參. 苓 置 格 管 部 · 桔 輕 鼊 玳 細 言 亩 起 依 内 齎(7) 變 梗 重 皮 瑁 色、 發 限 該 上同 澤 行 銀 鵬 施 起 轉 呵 載 瀉 行、 裁 子 子 合 發 價 砂 · 茯 下 蒔 中 不 充 前 定 錢 神 蘿 管 市 赴 箋 箋 循 來 香 紫 所 舶 金 香 違 行 環 · 浸 芥 是· (1) 箔(4) 礦 戾 本 香 在 舶 子 合 碼 藥 錢 藥 庫 本 · 銅 工。 (5) 苗 脳 破 赴 外、 處 名 麰 器 水 行 其 變 色、 送 故 在 仰 香 銀 紙 餘 賣 納、 銀

次

箋

中

熟

荊 綿 生. 黃 蒼 脳 奄 耨 茄 香 速 \* 鹿 史 安 香 香 蠟 脳梅 胡 • 黄 稜・碎 甲 玉 君 斷 脳花 蘆 息 葺(6) 篤 香・ 乳 子 白 熟 泥 脳 ᡛ(8) 珊 香・麝 箋 鹿 米 翡 耨 琥 肉 香 香 瑚 吉 香 荳 藿 速 脳 翠 • 香 珀 蘇 · 防 皮・篤 雄 蔻 香 貝 脳白 合 香 金 · 夾 · 檳 · 蓽 風 布 木 蒼 顏 黄 油 蒟 榔 襪 扎脳 耨 鍾 牛 雜 撥 香 青 · 益 畫 醬 脳,洩 靣 香 乳 金 黃 次 и́. 夾 脳 橘 智 布 黃 没 石 麄 1 0 )白 · 木 · 香 • 薔 黄 皮 石 竭(7)雜 · 小 膃 鱉(12米 熟 色 荳 子 薇 銀 縮 雌 沈 香 子. 胡 蔻 水 肭 布 • 鳥 · 大 • 龍 降 砂 黄 蘆 椒 臍 香 檀 乾 里 布 眞 脳 鷄 上 薈 龍 香<sub>13</sub>卢 姜<sub>11)</sub>香 舌 呵 箋 香 有 涎 蓬 夾 茯 錫 桂 九 香 魏 香 香 -27-

等

亦 熟

香

螺

黑

篤

蓽

澄

甘

草

皮

木

莪

朮

箋

香

白 麄 水 藤 黃 布 皮 苓 苓 海 暫 苧 皮 · 牙 小 盤 黃 石 桐 香  $\dot{\dot{\mp}}$ 蒼 箋 16皮 布 布 頭 熟 碌 香 大 杏 帶 香 蕃 鞋 朮 紫 修 黄 · 頭 片。左 古 紅 藤 枝 割 青 熟 布 紅 花 水 釵 香 檀 香 班 香 丁 冒 盤 橘 片 藤 官 香 中 布 · 鉛 · 黄 · 蕃 香 藤·磂 香 皮 桂 生 頭 中 班 香 布<sub>14)</sub> 三 皮草 土苗 熟 桂 香 · 白 水 香 琉 香 花 · 水 卞 片 果24)盤 大 花 香 附 賴 鳥 生 香 片(22盤 螺 藤 子 等 子 • 樟 青 苧 頭 香 頭 麄(17季 白 冒 · 赤 华 · 糖 漸 2 0 )香 布 脳 熟 頭 苎 <u>.</u> · 青 剉 紅 齒 霜 魚 布 香 布 白 卞 卞 豆 18季 檀 桂 · 天 鰾 香 生 等 生. 香 香 南 香 細 青 · 斧 香 良 夏 烏<sub>(15</sub>季 里 宁 星 纒 布 松 и́ 片<sub>21</sub> 美<sub>19</sub> 芦 水 藤 袴 花 小 П 香 •-27--蕃 子 • 片 桂 香 香

黄26)師 倭 蘇 鹿 布 吉 山 板 跳 梨 掘 子 蓯 貝 枝 子 角 紗. 木 子 短 鷄 鑊 綏 蛤 蓉 枝、 瓊 白 板(31骨 螺 榼 鐵 棒 蚧 是。 (25) 枝 藤 檀 肩 香 修 洗 犀 白 麄。 菜 子 木 大 截 銀 隨 椰 藤 砂 涓 黄 子 腹 香 重。 珠 風 麄 (32) 黃 皮 丹 鐵 枉。 花 長 檀 子 薄 香 費。 粗33松 麝 水 桂 棃 紬 生. 香 檀 板 皮 藤 頭 脚。 木 丁 香 把 瑠 螺 坯 香 乘。 海 合 木 窊 硫 殼 苧 簟 麻 子 璃 母 黃 連 倭 大 珠 龜 麻 火 木 皮 丹 腹 大 椰 泥 同 蘇 板 · 倭 次 子 蘇 黃 大 木 子 心 亞 木 腹 稍 蛙 枋 簟 溼 黃 桂 小 吉 靸 蛄 板 犀 香 短 貝 相 乾 頭 麝 木 蘇 蹄 菩 花 薄 海 蕃 提 小 思 倭 香 木 硫 零 布 合 南 糖 子 子 板 木

-28-

脳 仁 密 香 小 犀 脚 小 松 板 香 木 遠 石 布 青 珠 枋 枋 杉 長 栢 白 志 斛 白 木 蘇 令 枋 皮 眼 海 大 蕪 香 專 小 厚 木 令 (34) 黃 香 螺 風 荑 白 脚 合 板 朮 漆 臠 皮 油 Щ 生. 雜 板 松 滑 香 生. 秦 茱 蕃 羊 板 枋 木 石 鑯 薑 皮 萸 小 梗 柱 頭 海 蔓 黃 草 熨 茅 花 黄 枝 松 松 荊 斗 苓 3 6 蔗 木 狹 絲 條 花 板 子 • 土 龍 蔻 • 簟 火 蘇 小 木 五. 金 烏 苓 鍋 骨 海 杴 木 螺 枋 毛 畫 草 藥 脂 南 殼 厚 煎 水 狗 藤 蔻 枕 香 黄 白 盤 粗(35板 脊 黑 令 花 頭 白 耆 布 黒 篾 五. 砂 土 芷 毛 單・ 附 三 小 赤 加 琥 施 青 抄 布 藤 魚 木 子 皮 皮 珀 蘭 布 蕃 香 杉 厚 油 3 8 芦 生 碁 專 板 枋 脳 甘 環 缾 麰 熟 盤 鐵 狹 藥 海

-28-

(88)

載	察	差		板	南	根	香	香	子
銅	至	本	+	肩	碁	白	皮	五.	菖
錢	海	司	三	上同	盤	脳	纒	倍	蒲
並	口、	屬	目		布	香	末・	子(41	土
乞	俟	官	臣		海	生	大	細	牛
顯	其	_	寮		南	香	食	辛	膝
罪(3)	放	員、	言、		青	片。(44	芎 ゃ	韶	甲
以	洋、	臨	廣		花	舶	崙っ	脳	香
爲	方	時	東		布	上	梅ェ	舊	加
慢	得	點	福		被 4 5	蘇	・ 薬(42	)香	路
令	口	檢、	建		單	木	陸	御	香
之	歸、	仍	路		長	· 水	香	碌	右
戒、	如	差	轉		木	盤	· 召	香	花
詔	所	不	運		長	頭	亭	大	菜
下	委	干	可		倭	巡	枝	風	粗(39)
刑	官、	礙(2)	遇		條	香	龜	子	絲
部	或	官	舶		短	蕃	頭	檀	繭(40)
<u> </u>	縱	_	舩		倭	頭	犀	香	頭
法、	容	員、	起		條	布	香	皮	大
刑	般	覺	發		· 短 <sub>46</sub>	· 海	豆(43)	纒	價
—29—			`						

-29-

(89)

+俟•(6)出 茶 官 其 依 同蕃 轉 部 (7)船 專 知 候 運 船 中 立. `(2)\_ 年 放 情 所 使 到 其 或 洋 提 + 引 界 差 法、 福 委 船 建 舉 而 點 放 仍 月 領 不 諸 輙 其 路 停 檢 洋、 差 干 舶 口 提 +官  $\mathbb{E}$ 藏 方 通 礙 船 者 舉 差 八 負 官覆 得 判 官 起 徒 載 目(1) 同。視 市 下 口 發 員、 詔 舶 替 人 容 歸 員 人販 年、 司 人、 福 法 縱 差謂 使 蕃 諸 躬 建 減覺 令 獨不 昨 夾 舶 親 回及 之 三察 路 帶 自 疾 船 員 于 點 蕃外 上同 等者 (9) 提 紹 速 銅 或 預 檢 船蕃 起 舉 差市 興 赴 錢. 發 不 同進 即 (4)奉 任、 市 進 販 委 舶 得 覆 出 年 專 舶 奉蕃清職 視 中 夾 所 人及疆事 廢 令 官 或 帶 屬 罷 見 界 使外官者 提 不 銅 先 者 遂 舉 任 候 回蕃 覆 錢 報

(90)

-30-

廣	+	上同	減	九	今(5)	臘	乞	臘	令
南	兀		二	+	量	茶、	將	茶	提
市	年		千	貫	减	而	福	欲	舉
舟白	九		四	*	孔	戶	建	就	茶
司	月		百	止		部	路	行	事
毎	六		六	+	官	言	茶	在	피
年	日		+	七	手	今	事	置	兼
於	提		貫、	碩、	分	將	司	局	領、
+	舉		米	比	各	提	依	絡(3)	就
月	福		減	之	_	舉	舊	賣、	泉
内	建		_	茶	名	市	復	於	州
依	路		百	事	外、	舟白	歸	是	置
例	市		$\vec{-}$	可	毎	司	建	通	司
支	舶		+	見	月	未	州	判	時
破	樓		六	請	約	廢	專(4)	臨	朝
官	璹(1	)	碩、	錢	支	併	_	安	廷
錢	言、		故	米、	錢	以	主	府	措
三	臣		有	其	止	前	管	呂	置
百	昨		是	錢	三	官	買	斌	福
貫	任		詔	歲	百	吏	發	言	建
-30-						,		,	

	(92)	(	(91)					
本	十 上同	骛	+	廷	禮	辨	等	文
路	六	以	五.	招	例	宴	今	排
沿	年	見	年	徠	毎	設、	來	辨
海	四	任	+	遠	年	委	福	筵
令	月	官	$\vec{=}$	人	於	是	建	宴
佐	+	_	月	之	遣	禮	市	係
巡	目	員	+	意、	發	意	舟白	本
尉	提	兼	八	從	蕃	與	司	司
批	舉	管(1	) 目	之	舟白	廣	毎	提
書	福	`	詔		之	南	年	舉
内	建	從	江		際	不	止	官
添	路	本	陰		宴	同、	量	同
入	市	路	軍		設	欲	支	寸
本	舟白	提	依		諸	乞	錢、	臣
地	曹(1)	舉	温		或	依	委	犒
分	泳	市	州		蕃	廣	市	設
内、	言、	舟白	例		商、	南	舟白	諸
無	乞	司	置		以	市	監	或
透	今	請	市		示	舟白		
漏	後	也	舟白		朝	司	備(2	商)
							` -	-30-

(94)	<b>.</b>					(93)			
						(93)			
+	是	復	貨	Image: section of the content of the	或	九	上同	有	市
七	命	之(3)	賄	市	王	月		承	舶
年	上同	_	於	舶	寄	$\vec{=}$		勘	物
+		官(4)	是	之	市	+		市	貨
_		`	降	利、	舶	五.		舶	_
月		以	右	頗	官	日、		透	項、
JU		前	朝	助	書、	宰		漏	所
日		任	散	或	且.	執		公	屬
詔		廣	大	用、	言、	進		事、	得
三		州 (5)	夫	其 (1)	近	呈		如	本
路		市	提	循	年	廣		或	司
市		舶	舉	舊	商	南		滅	保
舟白		虧	福	法、	販	市		裂、	明、
可		損	建	以	乳	舟白		許(2)	方
今`		蕃	路	招	香	司		本	得
後		商	常	徠	頗	繳		司	批
蕃		物	平	遠	有	進		奏	書、
商		價、	茶	人、	膨	三		劾	及
販		故	事	虧	損、	佛		從	州
到		有	袁	(2) 通	上	齊		之、	縣

-31-

(	96)					(95)			
州	$\vec{-}$	請	貨	員	官	+	分	依	龍
李	+	也	收	前	除	八	以	舊	脳
莊	_	上同	支	去、	正	年	市	法	沉
除	年		錢	温	官	閨	舟白	施	香
提	閨		物、	州	外、	八	司	行(3)	丁
舉	四		仍	江	其	月	言、	`	香
福	月		與	陰	添	+	蕃	先	白
建	四		理	軍	差	七	商	是	荳
市	目、		爲	市	官	日、	陳	紹	蔻
舟白	右		本	舶	內	詔	訴	興	四
上	中		任(2)	努	許	明	抽	+	色、
E,	奉			專	從	州 (1)	解	匹	並 (1)
提	大		從	充	市	秀	太	年、	依
舉	夫		提	監	舶	州	重、	_	舊
市	直		舉	官	司	華	故	時	押 (2)
舟白	顯		市	主	毎	亭	降	措	解
官	謨		舶	管	努	市	是	置	_
委	閣		司	抽	移	舟白	1	抽	分、
寄(1)	知		周	買	差	骛 -	上同	解	餘
非	撫		奕	舟白	_	監		匹	數
									-31-

		(98)					(97)		
官、	出	$\vec{-}$	監	管	幹	職	七	赴	輕、
此	界	+	官	市	辨	事	月	闕	若
祖	事、	七	條	舟白	公	比	八	禀	用
宗	上	年	法	職	事	之	日	議、	非
舊	日	六	减	事	官	幹	廣	然	其
制	廣	月	半	其、	_	辨	南	後	人、
前	南	$\rightarrow$	推	賞	等	公	市	之	則
兩	市	日	賞	依	推	事	舟白	任	措
年	舶	宰	施	本	賞、	職	討	上同	置
有	司(1	) 執	行	司	詔	事	言		失
陳	有	進	上同	所	下	爲	廣		當、
乞	蕃			乞、	本	蕑	州		海
推	商	戶		與	司	乞`	通		商
息(3	) 息	部		幹	上	將	判		不
又(4	, 錢、	措		辨	差	通	$\equiv$		至
朝	如	置		公	通	判	員		矣
廷	反(2	) 廣		事	判	賞	主		莊
不				_	_	减	管		可
與、	許	銅		等、	員、	定、	市		發
恐	補	錢		比	主	依	舶		來

-32-

(99)

-32-

						,			
路	取	賦	約	單	不	論	$\vec{-}$	制	緣
舟白	見	之	得	論	同、	市	+	上同	此
司、	寔(4)	外、	$\vec{=}$		宜(1)		九		蕃
抄	數	未	百	舟白	令	事	年		商
録	以	知	萬(2)	司	逐	上	九		不
條	聞、	戶	緍、	歲	司	日、	月		至
法	湯	部	如	入	先	廣	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$		今
并	思	如	此	幾	次	南	目		後
令	進 (5)	何	即	何、	開	福	宰		可
取	奏	收	三	單	具	建	執		與
見	日、	附、	路	奏、	來	兩	進		依
收	謹	及	所	抽	上、	浙	呈		舊
支	當	作	入	解	當	三	御		例
寔(6)	遵	如	固	與	委	路	史		推
	依	何	已	和	官	市	臺		息(5)
俟	聖	支	不	買	詳	舶	檢		即
到	訓	使、	少	以	定、	條	法		非
條	行	卿	皆	歲	朕	法、	官		創
數	下	等	在	計	嘗	恐	張		<u>V</u>
聞	逐	宜3)	常	之	聞	各	闡		法

一 一 九 舞 ?

-33-

乃?

奏(7) 者、 無 產 輕 寡 丽 所 所 物 以 待 異  $\equiv$ 福 載 司 遵 切(8) 之 至 夷 之 路 建 以 時 守、 地 住 市 甞 御 夏 有 申 廣 商 舶 之 南、 求 史 有 不 請、 舶 賈 許 於 商 可 丽 相 各 其 臺 用、 莫 有 非 或 他 去 置 利 檢 知 發 監 司 各 麰 害 法 不 同 適 舶 之 許 官 有 於 官 而 數 從 千 若 之 或 之 不 灼 張 姦 然 此 所、 異、 或 及 里、 州、 闡 吏 之 有 立 初 兩 者 專 知、 言 比 侮・ 類、 禁 賞 或 或 無 浙 無 文、 不 有 刑 兼 出 舶 若 者 \_ 遠 可 不 之 人 於 定 務 法 叨 人 概10禁 制、 吏 之 及(9)令 領 \_ 被 舉、 買 之 法 之 或 時 分 舶 害、 故 物 重 之 或 建 未 或 司 其 於 多 建 本 於 修、 僅 官 而 爲 非 明、 吏 或 或 於 何 及 五.

(100)

法、 行、 市 不 倍 場 經 孝 釐 患 骛、 從 析 舶 以 應 抽 宗 深 宜(2) 之 司、 ₩ 去 抽 勒 解 隆 欲 上同 修、 鈴 官 解 行 商 不 興 望 人將 着(12有 物 約 許 束 赦 元 爲 降 東、 再 年 司 所 不 屬 原 庻 抽 行 取 出 디 州 減、 州 解 收 前 官 條 縣 欲 界 餘 稅 月 後 司 制、 累 場 下 貨 無 物 係 +故 骛、 廣 虧(3)重 三 降 賣 是 上 南(4)更、 興 指 遵 税 舊 日 臣 諭 却 守 福 行 販 法、 揮 及 及 建 收 益 臸 緣 寮 見 之 三 税 行 兩 廣 冐 近 上同 條 戶 法 來 舶 路 浙 者、 椴 1) 法、 轉 以 部 透 州 節 指 運 違 看 漏 郡 物 次 貨、 揮 司 制 詳、 所 密 申 施 并(5)論 在 失  $\exists$ 令 請、 -33-

(102)							(	1 0 1 )
八 上同	鈐	丽	宗	所	抽	納	所	二
月	束	戶	皇	得	解	稅、	以	年
+	所	部	帝	無	之	使	來	七
三	屬	欲	並	幾、	外、	之	遠	月
目、	州	行	法	恐	又	待	人	=
兩	縣	下	之	商	多	價、	通	+
浙	場	廣	意、	旅	名	此	物	五.
市	骛、	南	使	自	色、	招	貨	月
舟白	遵	福	商	此	兼	致	也、	臣
司	守	建	賈	不	迫	之	舊	寮
申	見	兩	懋	行、	其	方	法	言、
條	行	浙	遷、	欲	輸	也、	抽	熙
具	條	路	以	望	納、	通 3)	解	苺(1)
利	法	轉	助	戒	貨	來	既	初
害、	施	運	或	敕	滯	州	有	創
_	行、	司、	用、	州	則	郡	定	<u>7</u> .
抽	<b>毋</b>	并	從	郡	减	官	數	市
解	致	市		推	價	吏、	又	舟白
舊	違	舟白	( 4 )	明	求	趣	寬	<u> </u>
法	戾、	司、	繼	神	售	辨	期	司、
-34								

-34-

限 舊 便 有 遠 照 買 象 + 歸 + ` 法 住 發 置 人 得 六 Ŧi. 口 施 舶 欲 象 分 舶 舶 分 取 司 行、 處<sub>(3)</sub>去 乞 緣 變 牙 之 抽 其 抽 +珠 類 \_ 其 \_ 賣、 處、 後 間 商 遂 解 舊 分 犀、 舶 分 係 戶 又 或 賈 壞 近 法 抽 +有 由 成 縁 召 解 細 思(1) 博 取 盗 海 法 兩 保 抽 買 其 色、 賊 抽 道、 深 浙 給 分、 買 兀 風 興 買、 數 屬 市 更 又 公 分、 多、 眞 其 波 販 不 憑 比 舶 不 逃 諸 便、 司 起 博 他 所 珠 後 亡 蕃、 發、 乞 事 買 貨 販 +擇 事 及 行 爭 口 至 止 分 其 故 海 下 利 日 三 重 是 抽 良 不  $\equiv$ 申 繳 路 非 粗 2) 一 南 者、 能 州 路、 請 舶 分 謂 納 所 色 船、 如 縣、 照 令 仍 以 雜 又 如 近 應 各 各 貨、 愽 期 隨 來 犀 -34(103)

依	字、	收	兀	乾	有	饒	始	難
仍	致	稅	月	道	透	稅	若	以
令	被	去	四	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	漏、	之	在	<u> </u>
人	稅	處、	日	年	元	限	五.	定
戶、	骛	依	指	五.	保	満	月	程
於	阻	此	揮	月	物	_	内	限
出	節	批	應	+	力	年	口	今
給	乞	鑿	販	四			舶	欲
文	於			日	並(6	)上	興	乞
引	香	両	舟白	兩	當 •	許	優	召
內	藥	州	香	浙	坐	從	饒	力(4)
從	字	商	藥	路		本	抽	戶
實	下	稅			從	司	稅	充
開	添	當				根	如	保、
坐	入	來	付	司	上同	究	滿	目 <sub>(5)</sub>
所	物	失	人	言		責		給
販	貨	寫	戶、	建		罰	年	公
名	$\vec{=}$	物				施	内、	憑
件	字、	貨	經	三		行	不	日
數	詔	$\equiv$	過	年		若	在	爲
	、仍令人户、於出給文引內、從實開坐所販名件	、仍令人户、於出給文引內、從實開坐所販名件致被稅務阻節、乞於香藥字下添入物貨二字、	、仍令人户、於出給文引內、從實開坐所販名件、致被稅努阻節、乞於香藥字下添入物貨二字、稅 去處依此批鑿、免両州商稅當來失寫物貨	(仍令人戶、於出給文引內、從實開坐所販名件) 裁被稅務阻節、乞於香藥字下添入物貨二字、稅 去處依此批鑿、免両州商稅當來失寫物貨	·仍令人戶於出給文引內從實開坐所販名件 超被稅務阻節、乞於香藥字下添入物貨二字、 稅去處依此批鑿免両州商稅當來失寫物貨 二字、	<ul><li>、仍令人戶、於出給文引內、從實開坐所販名件</li><li>対被稅務阻節、乞於香藥字下添入物貨二字、</li><li>一年五月十四日、兩浙路市舶司言、建炎三</li><li>一年五月十四日、兩浙路市舶司言、建炎三</li><li>一年五月十四日、兩浙路市舶司言、建炎三</li></ul>	、仍令人戶、於出給文引內、從實開坐所販名件 一種五月十四日、兩浙路市舶司言、建炎三 一種五月十四日、兩浙路市舶司言、建炎三 一種五月十四日、兩浙路市舶司言、建炎三 一種一種,應販市舶香藥、紹引付人戶、遇經 一種、企業。	、仍令人戶、於出給文引內、從實開坐所販名件 一一年五月十四日、兩浙路市舶司言、建炎三 道二年五月十四日、兩浙路市舶司言、建炎三 道二年五月十四日、兩浙路市舶司言、建炎三 道二年五月十四日、兩浙路市舶司言、建炎三 道二年五月十四日、兩浙路市舶司言、建炎三

-35-

-35-

路 帶 六 兩 搔 提 各 温 司 職 皆 浙 擾 舉 有 兼 州 提 事、 月 督<sub>、</sub> (3) 路 有 餘 官 監 提 委 江 置 市 州 者 官、 舉 陰 知 日 官、 瘠 市 市 先 通 詔 舶 帶 軍 委 薄 舶 是 司 舶 五. 知 罷 是 物 處 司 置 骛、 處 臣 縣 両 兀 貨 終 有 寮(4) 監 浙 公 司 通 蠹、 浩 任 吏 乃 言 官 路 市 判 乞 瀚 不 留 兩 提 在 帶 舶 同 賜 置 到 華 浙 舉 明 主 祖 行 廢 官 州 亭 管 路 可 宗 檢 市 罷 提 舊 惟 視 謂 數 近 知 舶 故 素 月 年 縣 制 臨 而 司( 有 誠 餐 名 遇 帶 有 安 總 所 是 所 今 爲 明 監 市 府 其 有 命 當 福 抽 州 丽 舶 明 數 逐 上同 今· (2) 宜(6)建 解 舶 逐 處 州 處 其 惟 廣 舩 (5) 麰 秀 轉 抽 知 是 南 實 到 州 州 解(1) 又 運

(105)

從 名 市 今 文 收 就 事 申 之 今 字 舶 欲 買 聖 用 努 +今 上同 欲 充 點 發 節 轉 七 司 於 市 檢 納 條 日 及 運 元 内、 管 舶 悵 大 司 具 兩 禮、 狀、 都 赘 印 下 存 市 浙 置 今 項 吏 庫 舶 各 記 轉 前 前 安 欲 司 有 元 運 頓(1)就 行 後 進 印 今 使 元 行 官 委 於 奉 來 姜 手 合 分 貼 物 轉 見 銀 行 市 詵 貼 舊 絹、 繳 運 任 舶 貫 司 司 納 奉 書 務 司 官 欲 司 各 却 屬 内、 依 廢 表 旨 \_ \_ 客 舊 提 有 官 差 市 罷 名 司 監 提 \_ 例 舶 行 督 其 共 官 舉 員 將 司 移 兩 餘 廨 官 兼 文 市 浙 毎 字、 並 +宇 廨 主 舶 歲 市 宇 管 欲 罷 錢 天 舶

-36-

(108	)			(	1 0 7	)			(106)
+	路	委	若	託	$\vec{=}$	督	去	日	三
二	市	官	有	風	+	欲	檢	本	年
月	舟白	押	別	水	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	選	察	外	四
二	程	發	路	不	目	差	抽	國	月
+	祐	離	市	便、	詔	本	解	舟白	三
三	之	岸、	舟白	船	廣	司	金	船公	日、
月、	請	口	司	身	南	屬	珠	到	姜
詔	也	元	所	破	兩	官	等、	來、	詵
令	上同	來	發	漏、	浙	_	起	依	言、
福		請	船、	檣	市	員	發	例	明
建		公	前	柂	舶	前	上	提	州
市		<b></b>	來	損	可	去、	件、	舉	市
舟白		去	泉	壞、	所	從	今	市	舟白
司、		<b></b>	州、	即	發	之	來	舟白	骛、
於		抽	亦	不	船	上同	撥	官、	毎
泉		解 (5)	不	得	口 (1)	)	緑	於	歲
漳			得	拘	目、		轉	四	夏
福		從 (6)	抅	截	內		運	月	汎(1)
州		福	截	抽	有		司	初、	髙
興		建	即	解(2)	妄		提	親	麗
				``					-36-

(110	)					(109	)		
九	揮(4	香	限	支	藥	七	侍	截	化
年	, ,	Ē	五.	破	物	年	郎	撥	軍
七	從	千	筃	水	貨、	+	提	$\vec{=}$	應
月	戶	斤	月、	脚	毎	月	領	+	合
+	部	推	到	錢	綱	+	左	五.	起
$\vec{=}$	尚	賞、	行	_	以	三	藏	萬	赴
月、	書	其	在	千	$\vec{=}$	目、	南	貫、	左
詔	曾	差	交	六	萬	詔	庫	專	藏
廣	懷	募	納、	百	斤	今	詵	充	西
南	之	官	如	六	正	後		抽	庫
1)路	請	管	別	+	六	廣		買	上
提	也	押	無	$\vec{=}$	百	南(1	上同	乳	供
舉	上同	等、	欠	貫	斤	市		香	銀
市		並(3	) 損	三	耗	舟白		等	內
舟白		依	違	百	爲	司		本	不
司		見	限、	三	_	起		錢、、、	以
申、		行	與	+	綱、	發		(1)	是
乞		條	依	七	依	麄(2	)	從	何
於		法	押	文	舊	色		工	窠
瓊		指	乳	省	例	香		部	名

-37-

不 市 正 市 欲 州 口 陸 元(4) 舶 創 置 中、 况 贄 之 置 主 設 獘 廣 管 以 嶺 官 并<sub>(2)</sub> 謂 南 南 官 以 示 以 催 路 指 漁 貪 舶 趕 提 揮、 利 風 船 舉 更 口 乎、 於 多 舶 市 不 故 天 押 徃 舶 施 有 下 安 解 司 行(1) 是 其 南 於 主 命、 **≓**( 5 ) 欲 管 瓊 先 上同 遂 差 州 官 是 判 置 寢 提 遣 官 司、 員、 舉 臣 官 徃 專 黄 收 寮(3)一 安 良 市 南 意、 覺 心 猶 察 收 昔

「東洋文庫抄本」市舶、「補編」市舶、「藤田論文」市舶、職官44市舶の語句の資料対照表稿

	បា	4			ω					2															_	番号
	2b	2b			2b					2b															1b	戸
					太平興国					麗宝															市舶司の沿革	年号
	7年	2年			1年					4年															華	井
	閏12月	1月			5月					6月																Д
																										п
	982	977			976					971																四階
(2)	(1)	1	(3)	(2)	(1)	(4)	(3)	(2)		Ξ		(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)		(2)	Ξ	Ĥ
乘			割注は双行	 	太祖	虚			省へ)	同上(これ以後、注を	[1	大典一萬七千五百五十	止	三生	- 浙	銕(後では鐵とする)	資	樂		塔	杭州	市舶		市舶	「食貨~編定」	文庫抄本
丼			小字で1行		太宗 (正しい)											(美)	油					市易		市舶を赤で黒をなぞる	記込無し	有禍
并			双行の説明無し		太宗	處	遊						止 (差)				資	躓								泰田識文
	326	299, 354		<u> </u>	326		;	L	;	298				L		<u> </u>	;	L	;			343	326, 342,	$321 \sim 2$ ,	298, 314,	- 藤田貞
并			割り注ではなく本文		太宗	處				記述無し		記述無し		二.州 ————————————————————————————————————	遙	(美)	寅	<b>9</b> )		枓	杭明州	市易	8	文頭に「市舶司」とあ		北京凶善館本

			~   数」に印めり、消去									
		i i	- H	I i								
			「百一の下〇臼、「以一	「百一の下1字空白	(2)							
	359	「明州」なし		明州	1	1009	9 ⊞	8 Д	2年	大中祥符	5a	14
	314		處	魔	(1)	999		9月	2年	咸平	4b	13
後から書き加えている	なし			則	<u>1</u>	995		9月	1年		4b	12
嬪 (用しい)	]		嬪 (正しい)	蔨	(4)							
				(*2)								
ДП		「如」を「若」とする		頭注「如殆若之譌」	(3)							
	- <b></b>		消去									
	347		「先」~「官」印あり、		(2)							
空白無し	$389 \sim 90,$	「法」の下〇印	「法」の下〇印	「法」の下1字空白	(1)	995		6月	1年		4a	=
	なし					995		4月	1年		4a	10
冝			冝	宜	(3)							
		英		対	(2)							
				ある								
WE THE	389		聽	摩、頭注「摩殆靡」と	Ξ	995		3月	1年	至道	3b	9
1970C SECURE				粗	(2)							
舍	360		なし	ty.	(1)	991		4月	2年	淳化	3b	8
池	313, 370			浙	(1)	989		5月	2年	端拱	3b	7
處	381		處	<b></b>	(1)	987		5月	4年	雍熙	3a	6
澍				***	(10)							
풎				麒	(9)							
海海桐皮				海桐皮	(8)							
钳				⊞	(7)							
鎖			鎖	鎖	(6)							
			小字で記す	瑇瑁~禁権	(5)							
			消去 (※1)									
余白無し			「凡」~「権」印あり、	販」の下1字分余白	(4)							
處		處	處	瘌	(3)							

25					24				23	22		21			20			19				18		17		16	15
7a					66				66	6b		66			6a			56				5b		56		5a	5a
照乡					景祐													天聖								天禧	
4年					5年				8 年	6年		5年			4年			3年				4年		3年		1年	9年
5月					9 Д				6 Д	7月		9 Д			10月			月8				6月		3 Д		6 Д	9 JJ
12 H					7 H					16日														10 H			18H
1071					1038				1030	1028		1027			1026			1025				1020		1019		1015	1016
(1)	(5)	(4)	3	(2)	Ξ	(3)	(2)		Ξ			Ξ	3	(2)	Ξ	(3)	(2)	1		3	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	1
衡	〇印なし	市舶司事	<i>外</i>	並 (三ヶ所)	衡 (二ヶ所)	資	涔	欠落	「近年蕃舶罕至」北本			奉聞	頭注「듌殆敢之譌」	最	海	將	令	夷		市船	使	架	頭注「輸或轉之譌」	音同御名 (双行)	辮	急	副
	〇印なし					賃 (正しい)	「巻」なし					奏聞	なし	数 (用しい)				員			「使」の下〇印なし	係 (正しい)		小字で1行		繭 (正しい)	
	「申状」の下〇印あり	同しなし		丼 (三ヶ所すべて)		賃 (正しい)	「巻」なし				「開奏」)	奉聞(補「奏聞」・北	なし	政?	漣	將	使	庚	48	市舶の下に〔使臣〕と	「使」の下〇印	京	輸、輪?	屠		南	
369					344				349	381		なし			383			326, 377				348		369		383	348
衝			潘		街 (二ヶ所)	賃 (正しい)		本欠落	「監市舶司使臣」文庫			開奏		敷 (正しい)				貝					輸	時其昌	「雑」字無し	禧	副使

		36	35	34					33	32			31	30		29	28			27					26			
		10b	10b	10a					9a	9a			8b	8b		8a	8a			8a					7b			
				元祐										元豊														
		5年	3年	2年					6年				5年	3年		9年									7年			
		11月	3月	10月					11月	12月			10Д	8 Д		1月				7月					1月			
		29 H	18 H	6 П					17⊞	21日			17∃	27 H		2 ⊞	19 H			18日					1 Н			
		1090	1088	1087					1083				1082	1080		1076									1074			
(2)		(I)			(4)		(3)	(2)	Ξ		(3)	(2)	Ξ	Ξ	(2)	Ξ				Ξ	(5)	<u>4</u>	(3)	(2)	Ξ	(3)		(2)
Х		商			解		「以開」の下1字空白	析	菸		差	费	第	転運使孫逈	處	正月				「邈」の下 1 字空白	得	38R 64>	滿	並	頭注「諸殆漳之譌」	並		「至」~「之」双行
入 (正しい)		商			觧	り、消去	「其」~「行」○印あ					叚	佛		處	正月		消去	「以」~「故」印あり、	「邈」の下〇印あり、							1行	「至」~「之」小字で
Y	とある	・			解		引用無し							転運 (副) 使	處	正月				「遡」の下〇印	到	驗	嶽	井	なし	井		「之」小字で 双行の指示なし
		373	339	339					339~40	379~80			381	300	315	315	299			299				379	326, 378,			
入 (正しい)								 	7		「差」字無し	疋	なし		處	五月 (長編は五月)						霽					三年の記事は錯簡	本文と同じ文字。元符

_	_	_				_					_							_							_		
43	42				41					40								39	38					37			
12a	12a				11b					11b								11a	11a					11a			
	大観																		華崇					元符			
3年	1年				5年					4年								3年	1年					2年			
7月	3 Д				3月					5 Д								5月	7月					5月			
20 H	17 ⊞				4 🗏					20 ⊞								28 H	11日					12 H			
1109	1107				1106					1105								1104	1102					1099			
1)			(3)	(2)	(1)			(3)	(2)	Ξ	(4)			(3)		(2)		(1)	(1)		(4)	(3)	(2)	(1)	(5)	(4)	(3)
Ш		あり、徃は住とする	頭注「徃殆住之譌」と	解				「分」の下1字空白	漁		典			「省」の下1字空白		記			寗		1111	幹	極	着	歯		
Ш			徃	解		り。消去	「従」…「也」に印あ	「分」の下に〇印あり。				消去	「先」~「韶」印あり、	「省」の下に〇印あり。					車		10	常	蒸	着	菡		舎
H		8	往の横に「住?」とあ	解	元符は崇寧の誤り			「分」の下〇印		#				「省」の下〇印	8	詣の横に「審?」とあ	が、崇寧の誤り	説明で元符としている	寗	8	胃の横に「許?」とあ	権	滋	堵	擅(行、或)とある		帝
315	301				375~6					365		,						380	315, 352					392			
0			1						画		和								働				蒸				

十月二十日ミス
福建の下に「路」なし「福建の下に「路」なし、316
かし
并 362
384
365∼6,
362
なし
なし)
頭注を引用せず (訂正   317
投入官 323~4
「也」印あり、 なし
<b></b>
なし
井 392
华
井
井
官吏 390
「従」~「也」印あり、 「舶」の下○印 316

_		66 17b		65 17a	64 17a			63 16b		62 16b		61 16a	60 16a	59 16a				58 15b							_
		紹興																							
		1年						4年										2年							
		11月		10月	6 Д			2月		10Д		7 Д		6 Д				5月							
		26 H		14日	22 H			26 ⊞		17⊞		8 Н	18日	10日				24 H							
		1131						1130										1128							
(3)	(2)	Ξ		Ξ		(3)	(2)	Ξ	(2)	Ξ	(2)	Ξ	(1)	1			(2)	Ξ	(9)	8	(7)	6)	(5)	(4)	(0)
用	佔	五六十 ※ 3		鎮		参の下に准を欠く	라	四月	並	薬	福建	ת	4	[ [			「市舶司」の下1字空白	福建路提	網	以	網	是	+	角	<b>作上</b> 和田
		五七十				奏の下に准を欠く			並	麺(蘇の誤り)			字		h	消去。市舶司に縦線あ	「尚」~「之」印あり、		網				+	徭	
		五六十				***			井	蘇			字				「市舶司」の下〇印	福建の下に「路」なし	John Committee of the C				+ (千が正しい)	Miles.	<b>产</b>
		209		318, 322	なし		 	368		375		381	321	$362 \sim 3$				316							-
Ш	宜	五七十	しい。	「州」とする。「鎮」正		一条」の下に「隹」あ	「司」とする。「市」の		併		福建の下に「路」あり	以	中	I						П		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		Mile Mile Mile Mile Mile Mile Mile Mile	施設別別

73							72					71						70		69	68				67			
20a							19b					19a						18b		18b	18a				18a			
																									2年			
9月							8 Д					7月						6 Д		4月	3 Д				1月			
25 H							6 П					6 Н						21 🖽		26 H	33 III				26 ⊞			
																									1132			
						(2)	<u>(1</u> )	(5)	(4)	(3)	(2)	Ξ	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	<u>(1)</u>	(2)	Ξ		(4)	(3)	(2)	(1)	(6)	(5)	(4)
						「尋韶…罷」双行 ※4	一分	耳		4			遊	6		華	京	普	寔	平隆		海	解	供(供が正しい)	配	華	三十五株	並
	なっている。	て、又庫本では火行と	一止一の印なし。したがっ	末尾の「罷」に「雙行	の朱印あり、抹消せず。	小字、「尋」に「雙行」	— <i>⁄</i>			♪										勉 (正しい)				訲	酌		三十五株	
						引用無し				➾		<b>※</b>		藏?				筵?		簡 (正しい)							二十五株	
329			 				329					328~9						382		363	318				なし			
						双行		「町」なし		$\Rightarrow$		淮	蔽	畲		杀	秀		画	簡 (正しい)		画		京	酌	杀	二十五株	半

部(松)			(4) 幹 (5) 参 (6) 「尚書省」の下1字空白「省」の下に○印あり。 「以」~「也」印あり、	解 参 参 「尚書省」の下1字空白	(6)						
56 「一日」の下に「韶」 あり 有用之物 <sup></sup> 舞	364, 366	「有力之物」の「力」 に用?とある	有用	一日 有力之物 算	(3) (2) (1)	1 日		7月		21b	76
	艶のみ)		棚の上に「分」あり	概、頭注「錢?」 明の下に「分」なし 不會、頭注「曽?」 セ 申 申 月、頭注「月殆日之識 財 り 数 り り り り り り り り り り り り り り り り り							
弁	319 (-			由	E	4 H 1133		4	3年	20a	75
+	020			:			1	1			

															80	79								78				77
															22b	22b								22a				22a
															12月	11月								9月				8 Д
															17⊞	12日								9 ⊞				22 H
(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	Ξ)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	Ξ		(6)			(5)	<u>4</u>	(3)	(2)	Ξ	(2)			Ξ
筛	姜	楽	*		「脳」の下1字空白	「倉」、頭注「蒼?」	₩ ₩	藤	筋	「今」、頭注「令?」		户	物価若不權	T)	筋		以応副、「無」なし			「不行」の下1字空白	棒		型	数 (圧しい)	典			ת
		蘓 (三字下も同じ)		脳脳	空白に「米」あり		₩ ₩			₽			物価若不權				無以応副	(縫線)」あり。	消去。行の下に「一	「提」~「也」印あり、					咸			
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	物価不權 (「若」なし)				以(難)応副 ※5			「不行」の下〇印		#			威			
									,				さない)	薬名は記	365 (香	363								363				398
超			不明	脳脳	空白に「米」あり		<b>沙</b>	瀬	筋	中	<b>2</b>	闰		角	筋						特 (正しい)		<b>寸</b>	- 不	威	めている。	のであるう。流中でや	「以」と書こうとした

							85						84					83						82	
							25b						25b					25a						24b	
													7年											6年	
							閏10月						7月					12月						12月	
							3 II						2 🖽					19∃						13 ⊞	
													1137											1136	
(6)	(5)	(4)	(3)			(2)	Ξ	(6)	5	<u>(4)</u>	(3)	(2)	Ξ	(4)		(3)	(2)	Ξ		(3)			(2)	Ξ	(2)
亜の後の里が欠落	III   I	南天	連南天			「爾」の下1字空白	宜	塩	首	夢	淮		夢	寔		河	崽	網	之偽」息は恩賞とする	「息」、頭注「息殆恩賞			「郎」の下1字空白	茶	苅
亜の後の里が欠落		南夫	連南夫 (正しい)	(縦線)」あり	消去。「爾」の下に「一	「先」~「之」印あり、						#								ლ	(縦線)」あり	消去。「郎」の下に「一	「以」~「也」印あり、	滐	
亜里留不歸 (正しい) 「亜」の下に「里」あ り、その下の「因」な し	 	南夫 (正しい)	連南夫 (正しい)			「爾」の下〇印						帯 (辮)							とあり	「息」の横に「恩?」			「郎」の下〇印	攃	
							392						353	_ =				かし		_ =	- A B			385	
亜」の下に   里」を 入れる。「里」が正し い。	巻	南夫 (正しい)	連南夫 (正しい)				闽	矅		费	禅		麥	寅	ر	「眞眞」とあり一字多	画	JAC.		ÿЖ				滐	泑

															87										86			
															26b										26a			
															11年										8年			
															11Д										7月			
															1141										16日			
																									1138			
(11)	(10)				(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)			Ξ	(7)	(6)	(5)	<u>4</u>			(3)		(2)	( <u>1</u> )	(8)		(7)
姜	解	 			「熟脳~脳」双行	□	場 (正しい)	「茸」、頭注「茸?」	「工」、頭注「上之偽」		*	朱	り、あらゆるの意か。	とある。「所有」とな	「是」、頭注「有之偽」	齊	並	剪	切			極		徽		南天	も連でも可。	上令安南夫、安は委で
					「熟脳~脳」小字双行		- 場	排							是								り (正しい)	「發」の上に「起」あ		南夫 (正しい)		
									Н						なし											南夫	٧٠,	上令連南夫とあり正し
															なし										なし			
脚		ある。 。	頭注に「接写不空」と	一字空けて記す。なお、	注ではなく、語句毎に	田	- 8	井	上 (正しい)	舶。「箔」なし	-	菜				濟	并	虧	数	多い。	「本本」とあり、一字	「處」。「處」の上に	り (正しい)	「發」の上に「起」あ	寮	南夫		上今委南夫。

																								_
(34)	(33) 相	(32) 滑	(31) 枝	(30)	(29)	(28)	(27) 蘇	(26) j		(25)	(24)	(23) 片	(22) 片	(21) 片	(20)	(19)	(18)	(17) É	(16)	(15)	(14)		(13)	(LL)
αy.		411111	XT	姜	海南蘇木	蘇木次下	<del>                                    </del>	黄	○印あり	「寔~脚乘」字の横に	果	<b>-</b> F			漸		M	徭	***	哪	蕃班布		烏里香	2 

												88															
												29a															_
												11Д															
												23 ⊞															
6		(5)						<u>(4)</u>	(3)	(2)		Ξ		(46)	(45)	(4.4)	(43)			(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)
「俟」、頭注「視?		「謂」~「官」双行						「販」~「同」双行。	罪	巖		(十一年)		倭條短	被	片	A	れのみ。貴重である。	ンコルモン」あり。こ	「芎崙梅」、ルビ「クモ	Ŧ	<b>運</b>	-	蘅	谷	袮	推
* · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	上と同じ双行止を消さ	「謂」~「官」印あり。	双行にしている。	そのため、文庫抄本は	り。双行止を消さず。	「同」に双行止の印あ	「販」に双行の印あり。	「販」~「同」印あり。	퍨										(1	キ アグ無し							
描っ							としている。	文庫抄本と同じく双行	準		<i>l</i> ) 。	十年。「十一年」の誤る								ラグ熊つ							
描										福		387	か。	「倭條短」なし。	皮	구	恒			ラブ無つ	「子」なし	贈			谷	本	第

									_		T																	_
94								93		92		91		90								89						
31a								31a		31b		30b		30a								29b						
17年										16年		15年		14年								12年						
11Д								9 JJ		4月		12月		9 JJ								10Я						
4 H								25 ⊞		10 H		18 H		6 Ш								28 ⊞						
1147										1146		1145		1144								1142						
<u>=</u>	(5)			(4)		(3)	(2)	Ξ.	(2)	Ξ		Ξ	(2)	Ξ	(5)		(4)	(3)			(2)	Ξ		(9)		8		-5
	M			「官」の下1字空白		사	斯	宜	許			「管」の下1字空白	蒲	機器(圧しい)	今		専一主管買	答			「事」の下1字空白	ニナバ		「覚」~「等」双行		「覆~同」双行		
並	審	消去	「以」~「命」印あり、	「官」の下に〇印あり。			阜 (正しい)		平平	「曹」なし	り。消去	「従」~「也」に印あ	裔	養聯			専一主管買	諮	を消す。	り。双行と双行止の印	「福建」~「韶」印あ		双行止の印を消さず。	「覚」~「等」印あり。	行止の印を消さず。	「覆~同」印あり。双	双行止の印を消さず。	
#														横「鑰?」	除?とする(藤田のみ)	「主管」なし	「専一買」とあって	器				ニナバ						
357								かし		なし		319		382								331~2						
	图				人物名。	「之」無し。袁復一は	阜 (正しい)	1					俗					諮				十八。「二」なし。						

											99							98	97	96				95			
_											32b							32a	32a	31b				31b			
_											-							ш	a	6				-			
											29年							27年		21年				18年			
											9 H							6 Д	7月	閏4月				閏8月			
											2 🗏							1 11	8 III	4 H				17∃			
											1159							1157		1151				1148			
(10)	(9)	(8)			(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	Ξ.		(5)	( <del>4</del> )	(3)	(2)		Ξ		( <u>1</u> )			(2)	Ξ		(3)	(2)
薦	1	Ė				油	進	油	計	聖	声		ijΨ			\		割回		桦				主			描
	及」、頭注「乃?		 		「奏」の下1字空白				 	(正しい)				又 (正しい)	 			-					「任」の下1字空白	 		「行」の下1字空白	
	[ 75 ₹ √]	 			字空白		 	 			 					 							字空白	 		字空白	
	Љ		印あり、消去	〇印、「以」~「也」	「奏」の下「― (縦線)」		)		Ē		闰					及					消去	「従」~「也」印あり、	「任」の下に〇印あり。		消去	「先」~「是」印あり、	掛
	乃?											であろう。	息。「恩」の字の誤り		「推息」は「恩」の譌か								「佐」の下〇印				苗
											342							386	なし	なし				354			
糯		· 公公					退	剛	闰	「萬」なし	闰		Ř	$\forall$	恩 (正しい)	及 (正しい)	が入る。他はなし。	「舶司」の下に「通年」		확				「州」なし			掛

									_						_						_							
							104	103						102						101					100			
							35b	35a						34a						34a					33b			
								乾道																	隆興			
								2年												2年					1年			
							6 Д	5月						8月						7月					12月			
							3 II	14日						13 ⊞						25 ⊞					13∃			
								1166												1164					1163			
(6)	(5)	(4)			(3)	(2)	Ξ	Ξ	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)			(4)	(3)	(2)	(1)	(5)	<u>4</u>	(3)	(2)	(1)	(12)		E
宜	舩	寮			「提督」の下1字空白	「今」、頭注「令?」	鄭	稻	並		力戸			Ç⊞			「之」の下1字空白	<b>i</b>	[1	攋	並	<b>副</b>	虧	宜	费	着	あり	「侮」、頭注「舞?」と
闰			あり、消去	り、「先」~「命」印	「督」の― (縦線) あ	( <del>\$</del> )	解	給 (正しい)						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	あり、消去	印、「継」~「戻」印	「之」の下― (縦線)			働			虧					毎
					「提督」の下〇印	今、今?とある		給	井		カ戸。「物」なし										井		虧					侮を「舞?」とある
							319, 326	379					377	356, 376,						なし					378			
囯	船	一				⇒		豁		曲	物力戸	澆	徭	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					ı	働		州	膨	国	帝	本		雄

						110					109		108							107	106	105
						37a					37a		36b							36b	36b	36a
						9年					7年										3年	
						7月					10Я		12月							4月	4月	
						12 H					13 🖽		23 ⊞							22 H	3 🗏	27 ⊞
						1173					1171										1167	
(5)	(4)	(3)	(2)			Ξ		<u>(4)</u>	(3)	(2)	Ξ		Ξ		6)	(5)	(4)	(3)	(2)	Ξ	<u>E</u>	Ξ
IIIļi	正元	寮	並			「不施行」の下1字空白		「指揮」の下1字空白	並	網	広南市舶		「錢」の下1字空白		「解」の下1字空白	解	處	零	解	田	汎	盘
				「命」印あり。消去	線)あり。「先」~	「不施行」の下1字空白 「施行」の下に一 (縦	消去	「従」~「也」印あり、	並		広南市舶	消去	「従」~「也」印あり、	消去	「従」~「也」印あり、	觧		霽	觧	囯	訊	
	正元					「不施行」の下〇印		「指揮」の下〇印		徭	「南」なし		この部分の引用なし		この部分の引用なし			零			汎	
						302					371		363							376	320	なし
丰	「正」を「貞」とする	僚							栄								海	霽			汎	

<sup>※「</sup>藤田論文」とは「宋代の市舶司及び市舶條令例」(「東洋学報」7-2、大正6年5月、「東西交渉史の研究―南海―」1932年所収)である。

<sup>※「</sup>補編」は年号・月・日毎に「另行」という印がある。その印に従って月・日毎にし番号を付した。

<sup>※「</sup>東洋文庫抄本」市舶と「補編」市舶、「東洋文庫抄本」市舶と「藤田論文」市舶引用「宋会要」職官44市舶の記述が異なる部分のみ記した。

st 1  $\lceil 
m R_{
m J}$  に雙行あり。 $\sim$   $\lceil 
m lpha 
ft |$  雙行止の印あり。この印を墨で消している。これを $\lceil 
m R_{
m J} 
ft |$   $\sim$   $\lceil 
m R_{
m J} 
ft |$  可あり、消去と記す。以下、これに従う。

<sup>※2「</sup>文庫抄本」には欄外に注記がある。

<sup>※3「</sup>五六十」「宋会要」職官44市舶では、「五七十」とある。また「宋会要」蒂夷4-93大食、同日に「五十七斤」とある。五十七斤が正しい。

- ※4「補編」に「尋」の字に「雙行」の朱印あり。抹消されていない。末尾に雙行止の印なし。したがって、藤田抄本では、「尋」~「龍」の九字が双行となっている。即 ち、「補編」で「雙行」の印のある文章末尾に「雙行止」の朱印があり、その両者とも墨で抹消している。そのために双行にすることなく、普通に書いている。このNo.72
- は、「雙行止」を抹消し忘れた例として興味深く、藤田本は双行としている。他にも同じような例がある。
- ※5 藤田の○は『袖鑑』のどのような時にあるのか。No.78は『袖鑑』が―と総があるとき。文庫本は「以応刷」とあり、「袖鑑」は「無以応刷」とあり、「無」の字がある。 れないので、(難)と〔〕をつけている。 意味は「無」があるのとないのでは肯定か否定の違いである。意味上から言って、「無」は絶対に必要である。藤田氏は書写の時に「無」を抜かしてしまった。意味がと